

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 30日

下関市長 殿

提出者

住 所 山口県下関市彦島西山町一丁目1番1号
氏 名 彦島製錬株式会社
代表取締役 川谷 哲也
電話番号 083-266-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	彦島製錬株式会社
事業場の所在地	山口県下関市彦島西山町一丁目1番1号
計画期間	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

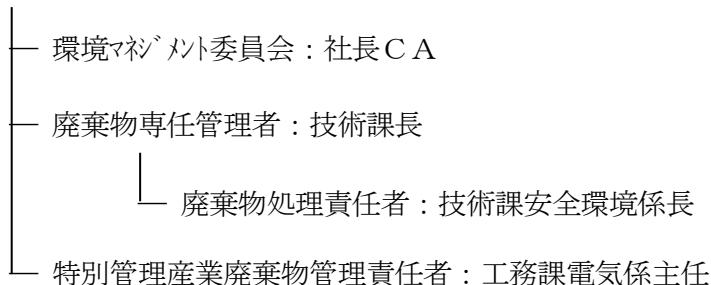
① 事業の種類	23: 非鉄金属製造業
② 事業の規模	売上高: 18,100百万円 (2024年度)
③ 従業員数	285名 (2025年3月31日)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 (廃棄物処理フロー図) 参照

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理統括者：社長



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	・包装材、梱包材使用量の削減		
	・廃フレコンバックの有価売却		
	・木製パレットの再利用		
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、木くず、燃え殻、コンクリート屑、アスファルト屑等それぞれ分別保管。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
② 計画	(これまでに実施した取組)			
	・焼却炉で木くず、廃プラスチック類の焼却実施			
	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・焼却炉で木くず、廃プラスチック類の焼却を継続			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り優良認定処理業者、再利用業者への処理委託を行い 最終埋め立て処分量の低減実施 再利用できない場合はサーマルリサイクルを実施している業者 を選別し、処理委託 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り優良認定処理業者、再利用業者への処理委託を行い 最終埋め立て処分量の低減実施 再利用できない場合はサーマルリサイクルを実施している業者 を選別し、処理委託 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(令和7年度計画)

別紙1-1

多量排出事業者 名 称	彦島製錬株式会社	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	23
-------------	----------	----------	-----	-------	----

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行 う 産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻	0	0							0	0	0	0						
	汚泥	2,295	2,300							2,295	2,300	2,295	2,300						
	廃油	8	10							8	10	8	10						
	廃酸	0	0							0	0	0	0						
	廃アルカリ	2,122	2,200							2,122	2,200	2,122	2,200						
廃棄物	廃プラスチック類	98	100							98	100	98	100						
	紙くず	0	0							0	0	0	0						
	木くず	61	60							61	60	61	60						
	繊維くず	0	0							0	0	0	0						
	動植物性残さ	0	0							0	0	0	0						
廃棄物	動物系固形不要物	0	0							0	0	0	0						
	ゴムくず	0	0							0	0	0	0						
	金属くず	20	20							20	20	20	20						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	110	110							110	110	110	110						
	鉱さい	0	0							0	0	0	0						
廃棄物	がれき類	311	300							311	300	311	300						
	動物のふん尿	0	0							0	0	0	0						
	動物の死体	0	0							0	0	0	0						
	ばいじん	0	0							0	0	0	0						
	13号廃棄物	0	0							0	0	0	0						
計 (A)		5,025	5,100	0	0	0	0	0	0	5,025	5,100	5,025	5,100	0	0	0	0	0	0

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年6月30日

下関市長 殿

提出者

住 所 山口県下関市彦島西山町一丁目1番1号

氏 名 彦島製錬株式会社

代表取締役 川谷 哲也

電話番号 083-266-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	彦島製錬株式会社
事業場の所在地	山口県下関市彦島西山町一丁目1番1号
事業の種類	23:非鉄金属製錬業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	5517 t	全処理委託量	5472 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	2900 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和6年度実績)

多量排出事業者 名 称	彦島製鍊株式会社	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	23
-------------	----------	----------	-----	-------	----

別紙1-3

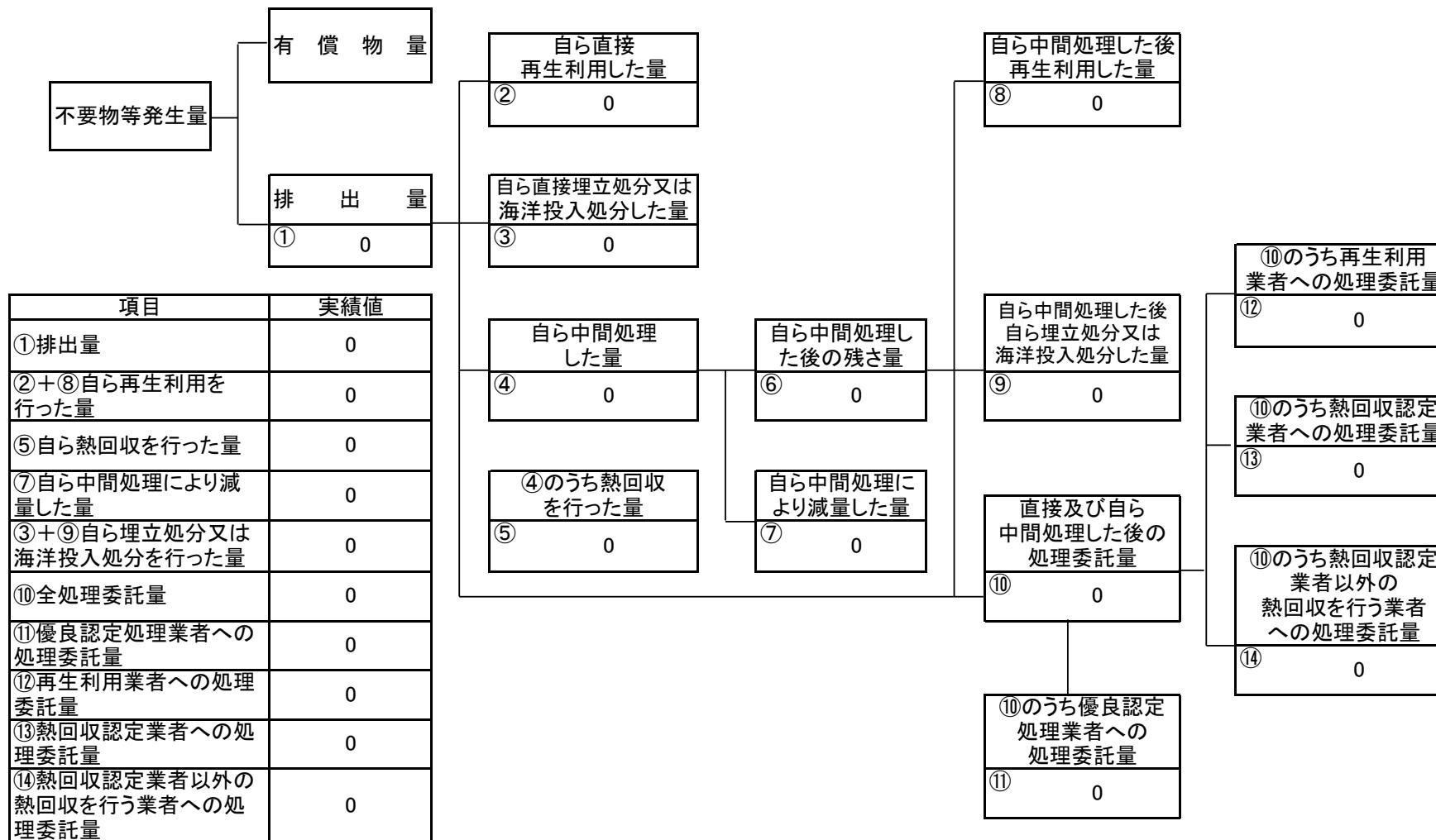
区分	種類	計画の実施状況																				
		①排出量	②自直再生利用した量	③自ら直接処理し処分又は海洋投入処分した量	④自ら中間処理した量	⑤(うち熱回収を行った量)	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後、自ら直接処理又は海上投入処分した量	⑨自ら中間処理した後、自ら直接処理又は海上投入処分した量	⑩直接委託及び自ら中間処理した後の処理委託量			⑪(うち再生利用業者への処理委託量)			⑫(うち中間処理業者への処理委託量)			⑬(うち最終処理業者への処理委託量)	⑭(うち優良認定業者への処理委託量)	⑮(うち熱回収認定業者への処理委託量)
産業	燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚泥	2,295	0	0	0	0	0	0	0	0	2,295	0	0	0	2,295	0	0	0	0	0	0	0
	廃油	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	7	0
	廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃アルカリ	2,122	0	0	0	0	0	0	0	0	2,122	0	0	0	2,122	0	0	2,122	0	0	0	2,122
	廃プラスチック類	98	0	0	10	0	1	9	0	0	88	0	0	0	88	3	85	0	0	0	70	0
	紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物	木くず	61	0	0	17	0	2	15	0	0	44	0	0	0	44	40	4	0	0	0	40	0
	繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動物系形態不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属くず	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	20	16	3	0	0	0	16	0
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	110	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	0	0	110	20	90	0	0	0	20	0
物	鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	がれき類	311	0	0	0	0	0	0	0	0	311	0	0	0	311	107	204	0	0	0	0	0
	動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13号廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	5,025	0	0	27	0	3	24	0	0	4,998	0	0	0	4,998	185	4,813	0	0	0	2,275	0

①排出量	実績							
	②+⑧自ら再生利用を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑦自ら中間処理により減量した量	③+⑨自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,295	0	0	0	0	2,295	0	0	0
8	0	0	0	0	8	7	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,122	0	0	0	0	2,122	2,122	0	0
98	0	0	9	0	88	70	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	0	0	15	0	44	40	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	20	16	0	0
110	0	0	0	0	110	20	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
311	0	0	0	0	311	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,025	0	0	24	0	4,998	2,275	0	0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 燃え殻)

)



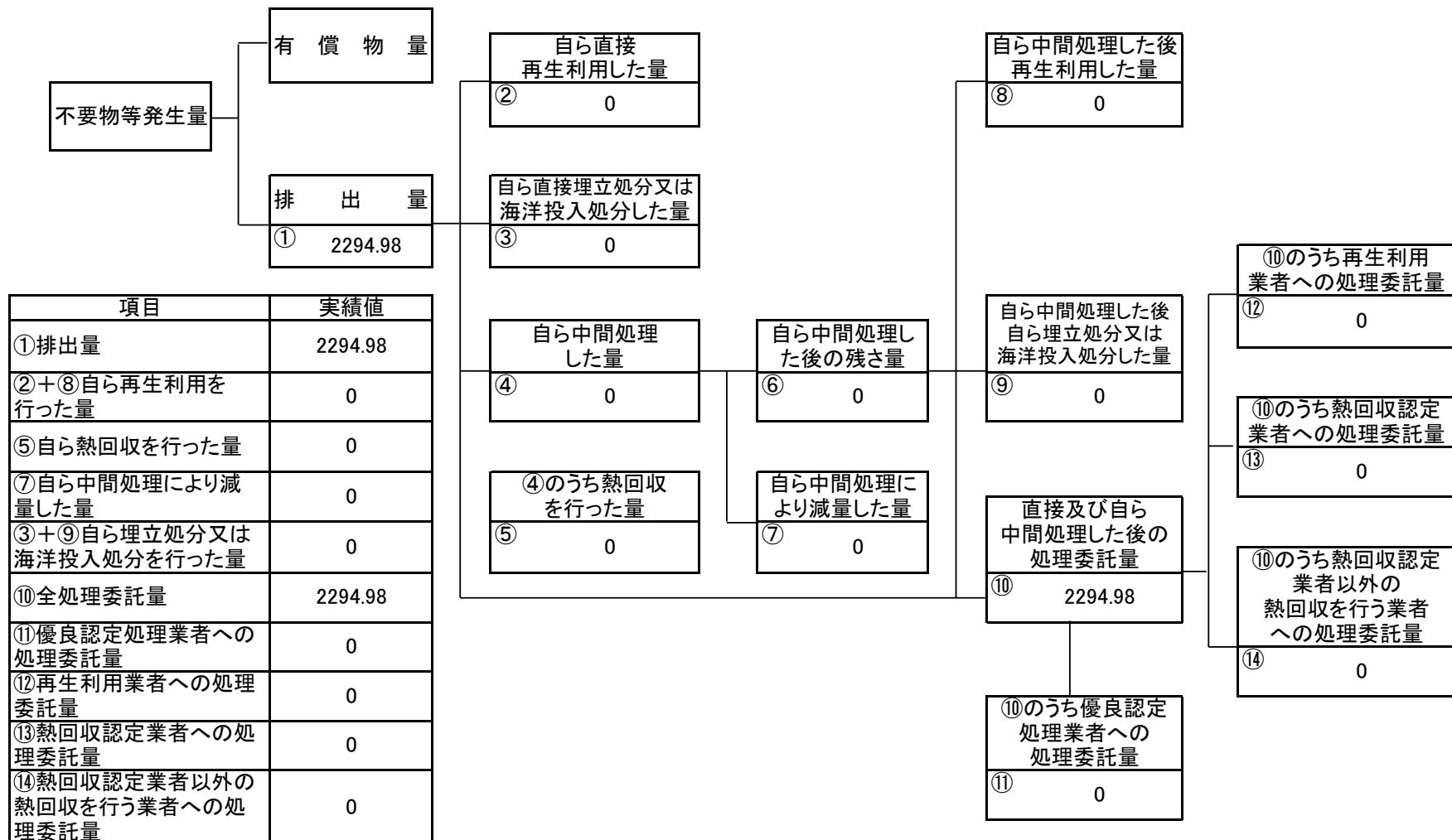
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

)

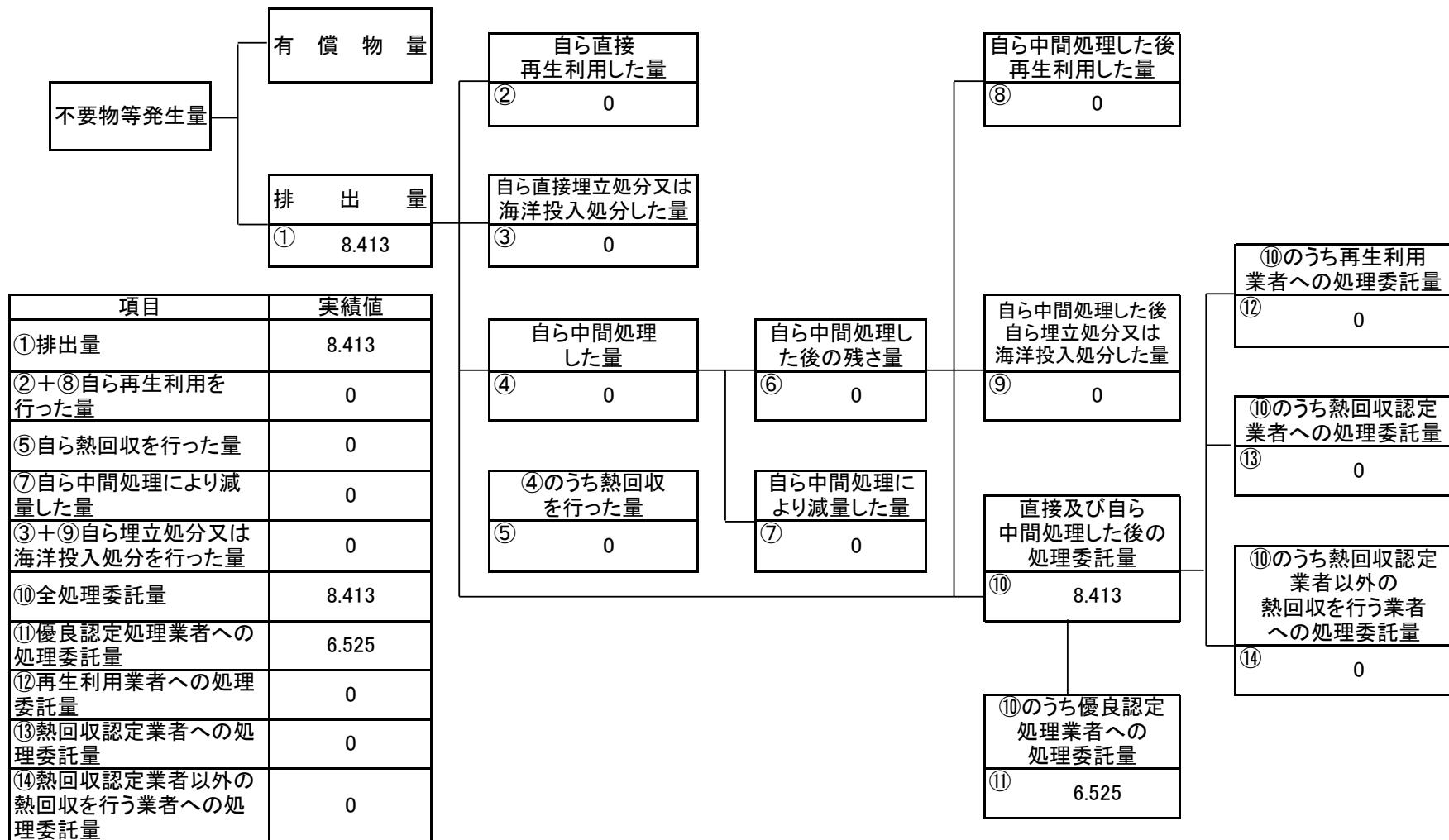
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)

)

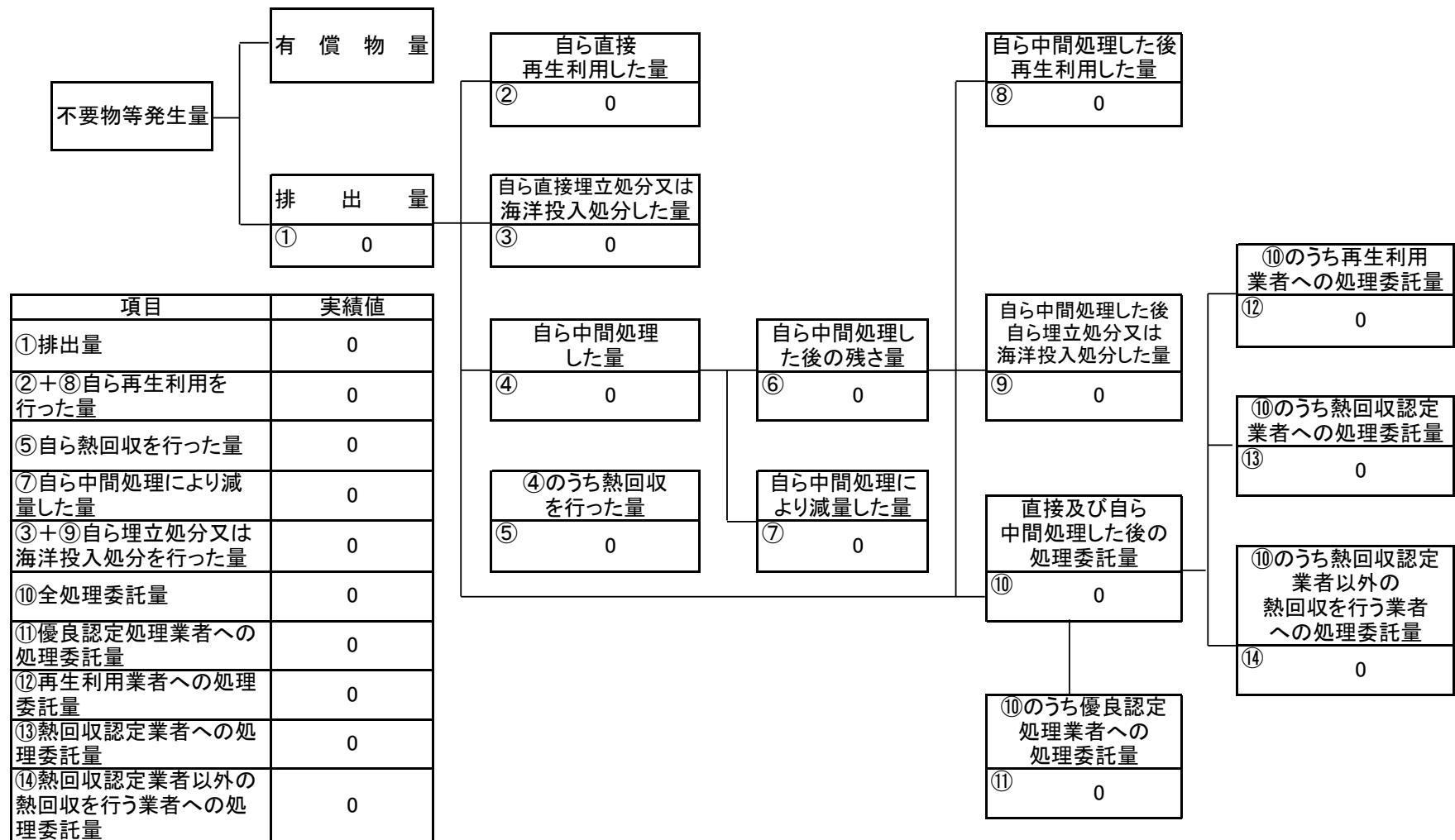


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)

)

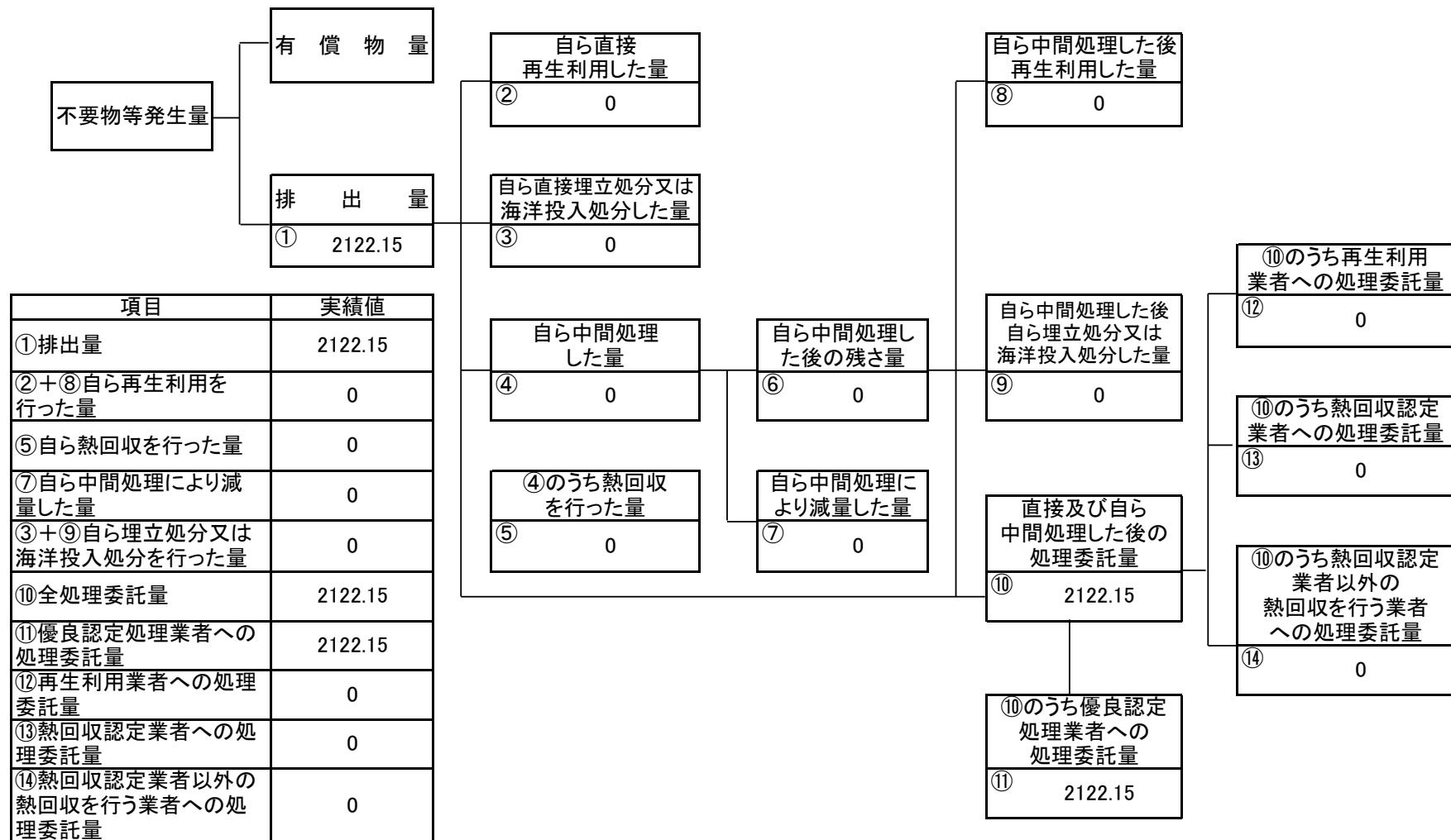


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

)

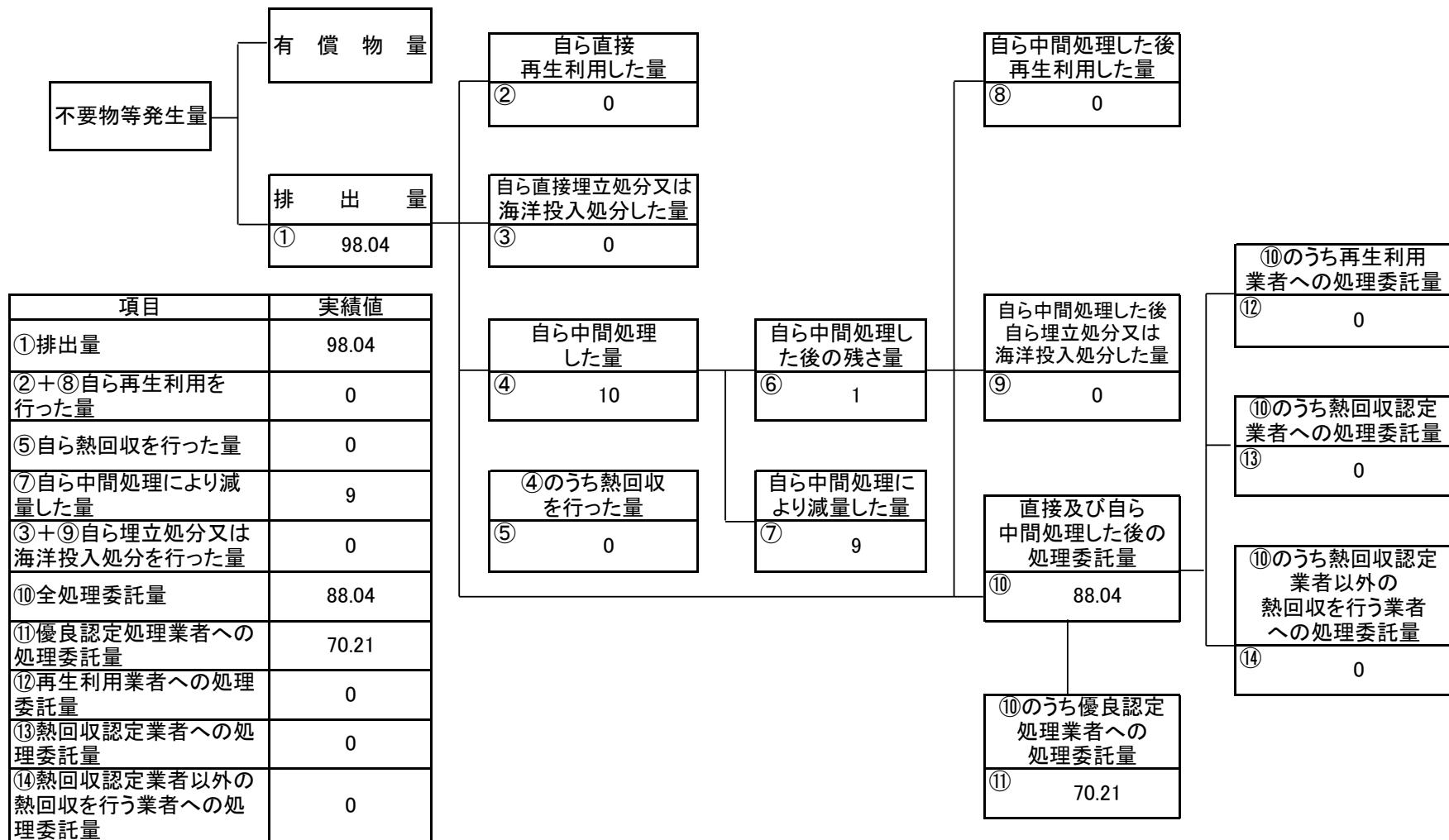


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)

)

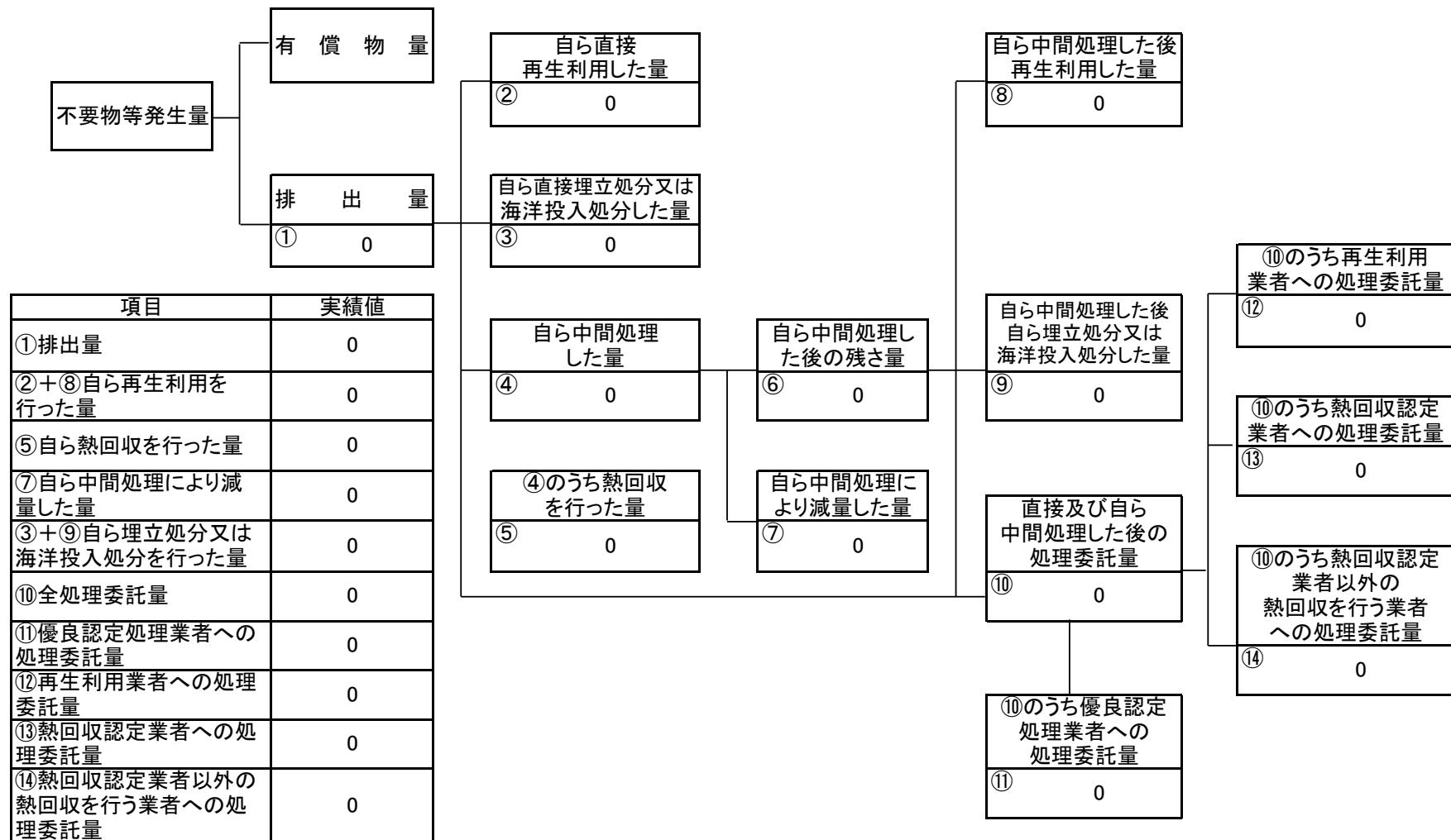


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 紙くず)

)

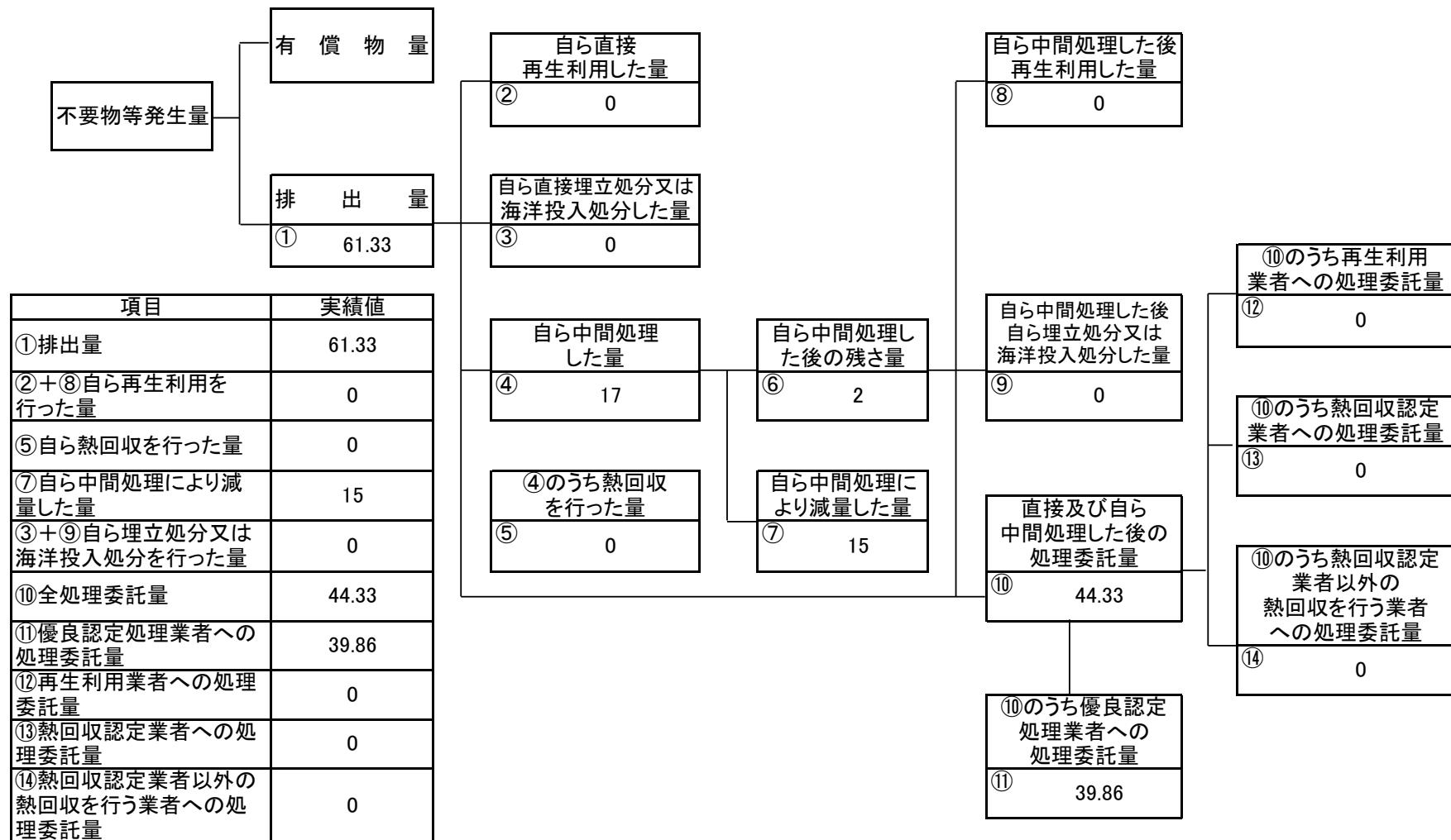


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)

)

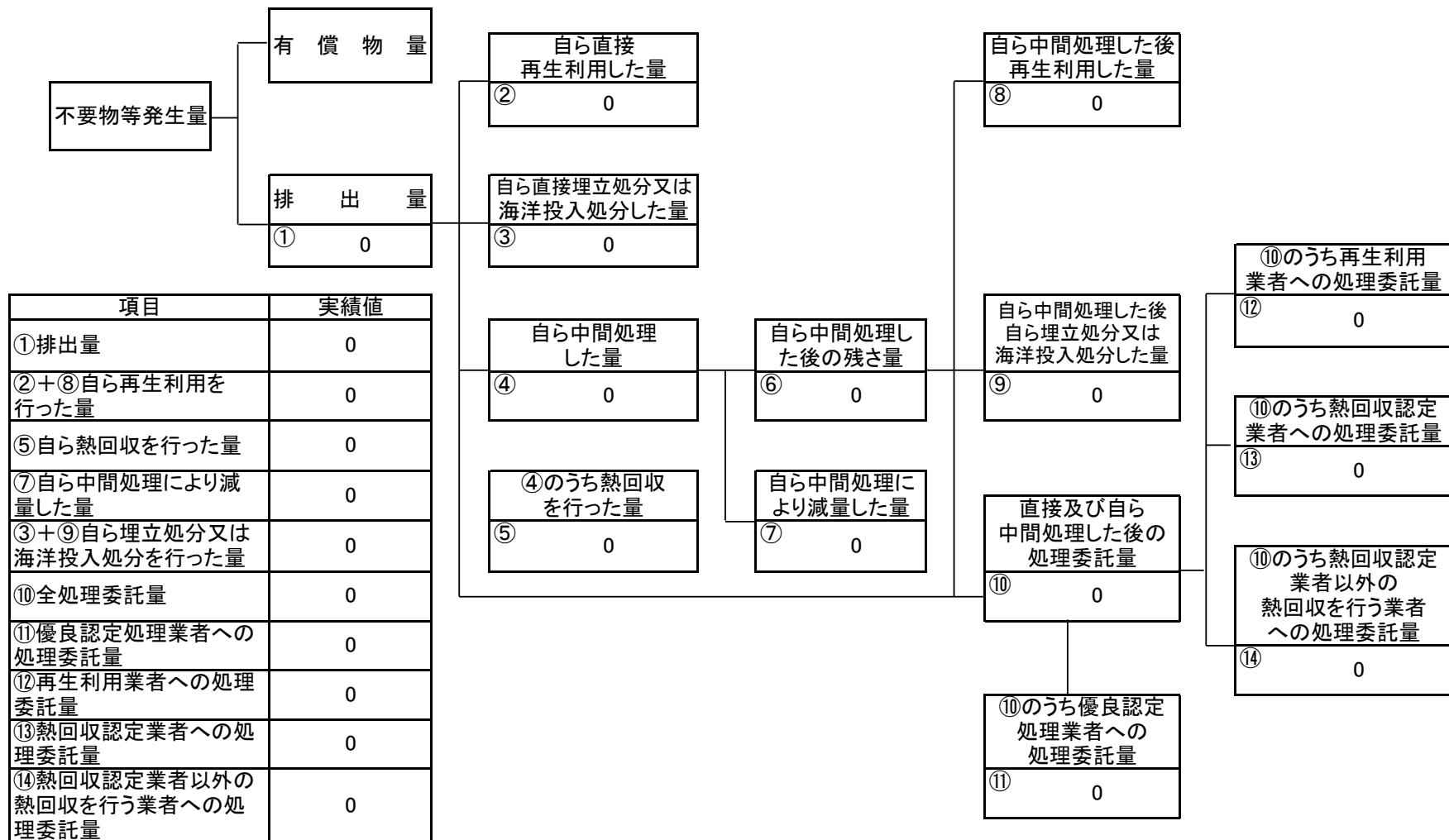


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 繊維くず)

)

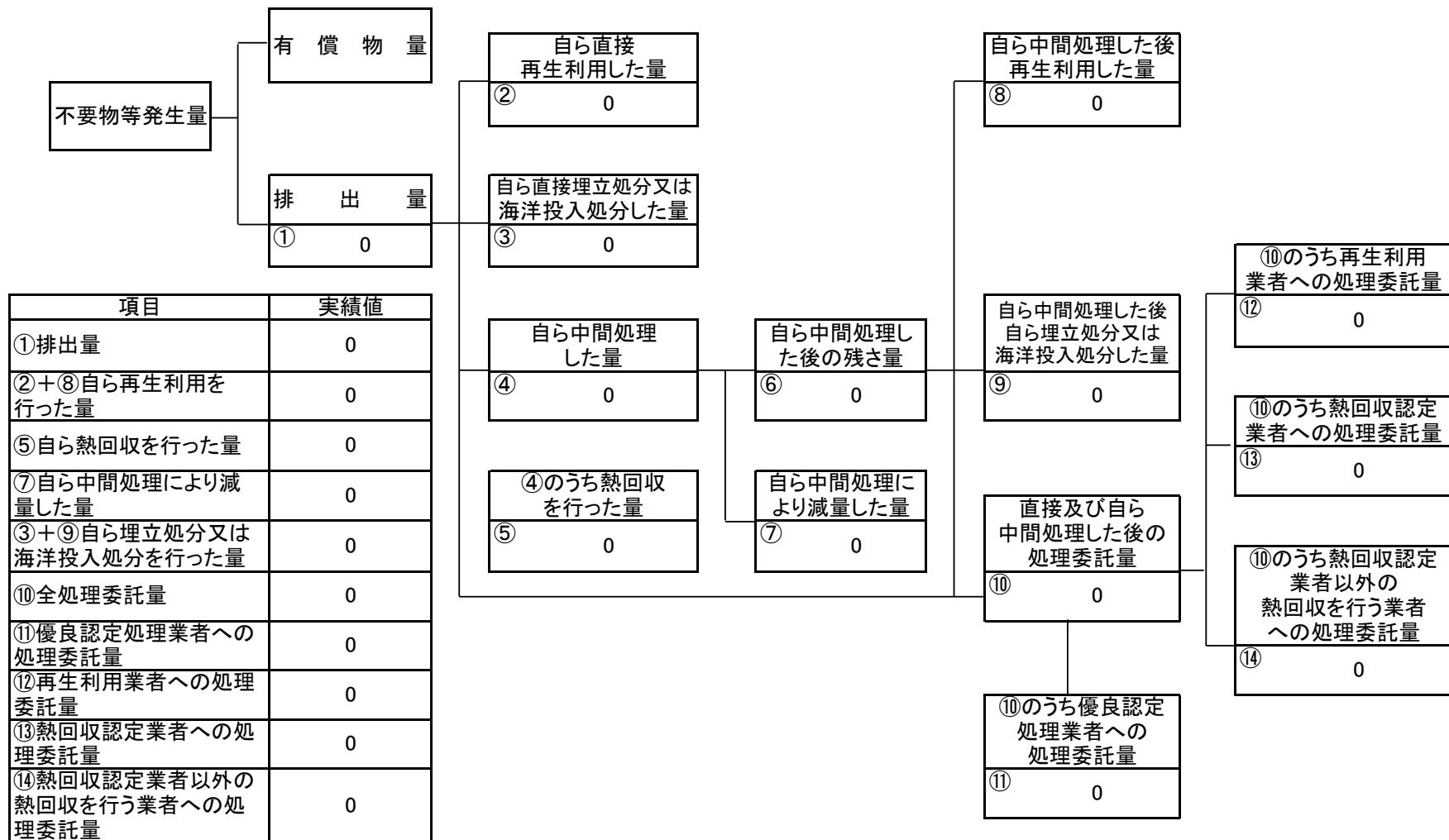


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動植物性残さ)

)

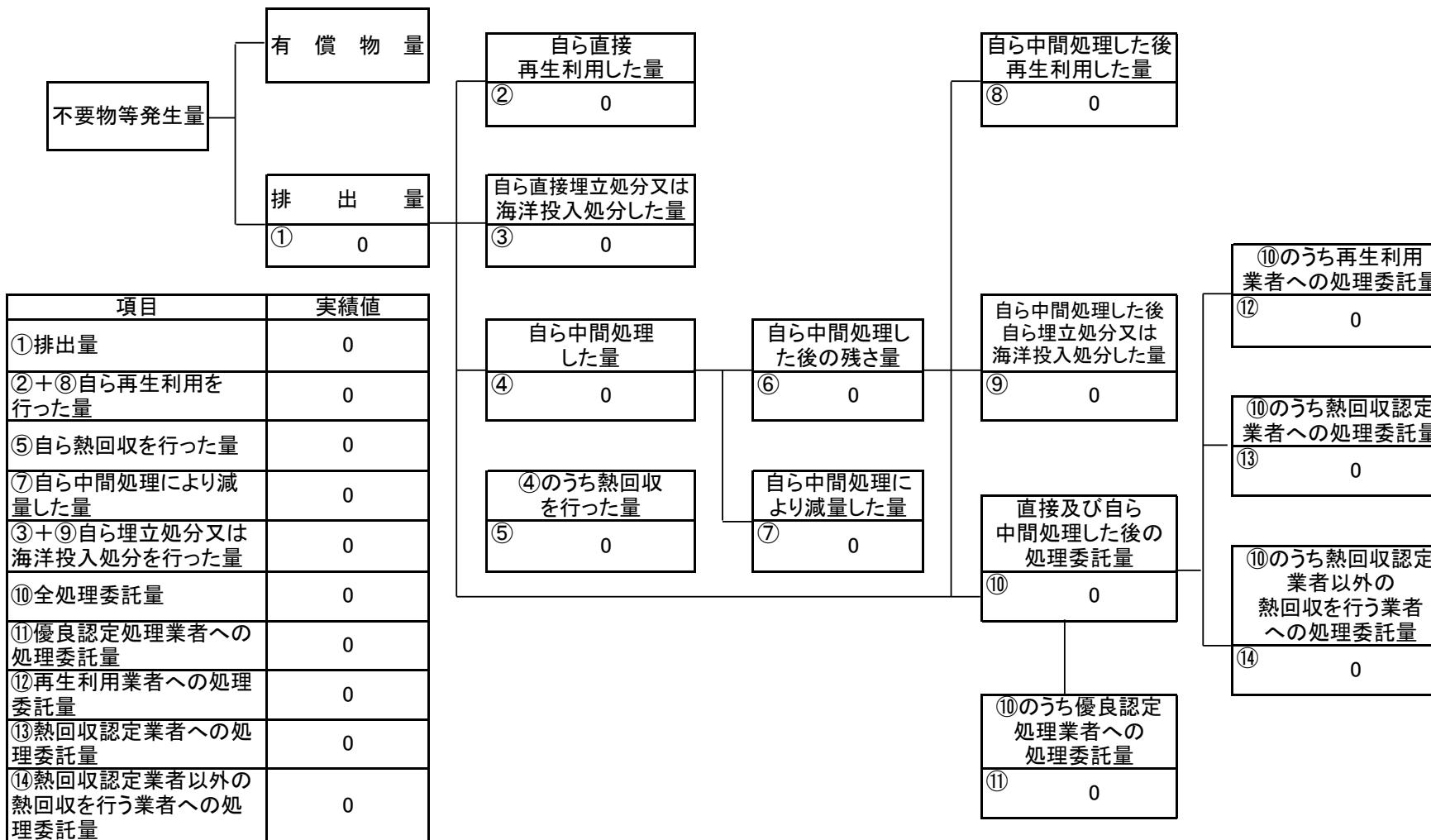


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動物系固体不要物)

)

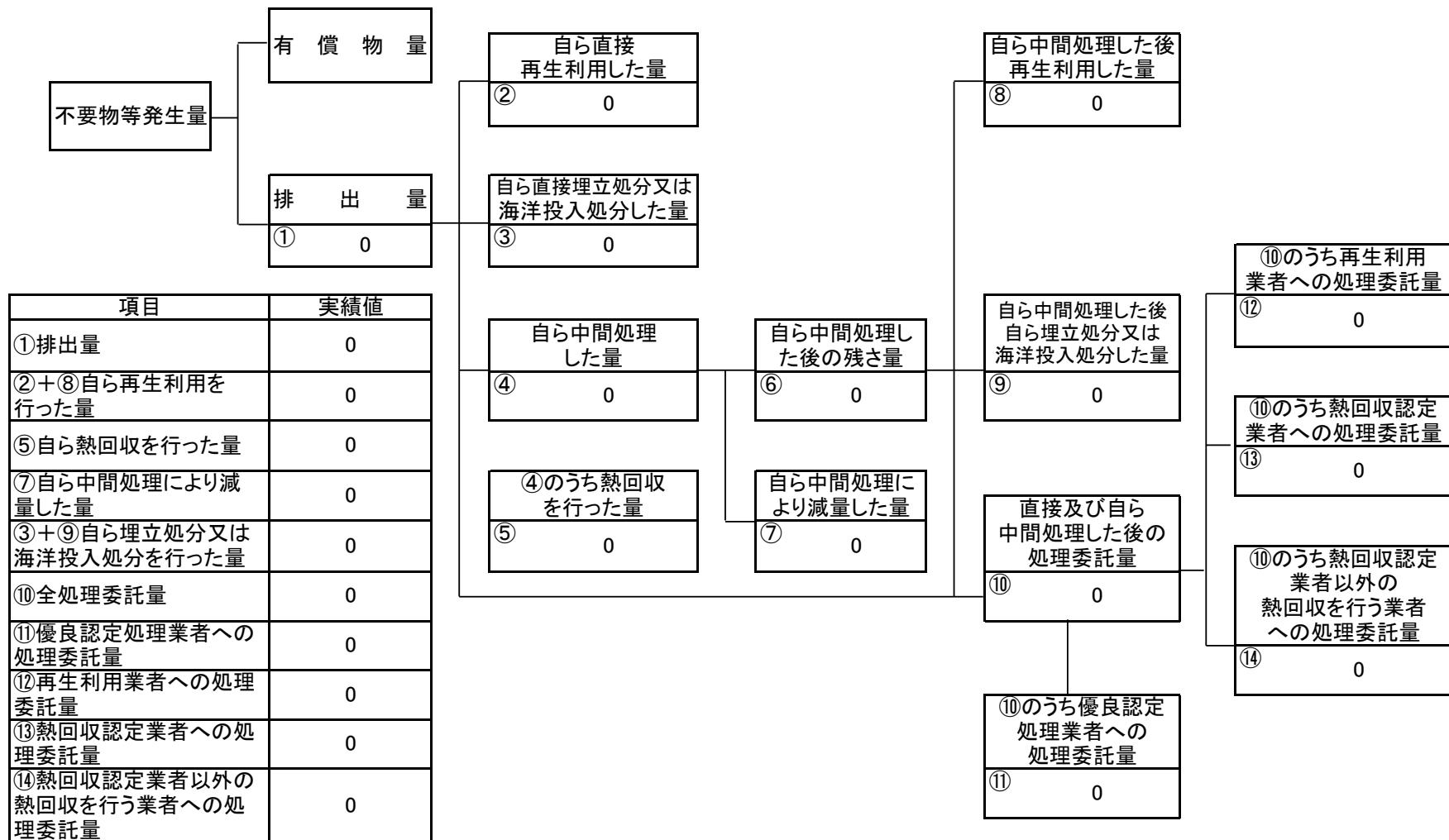


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ゴムくず)

)

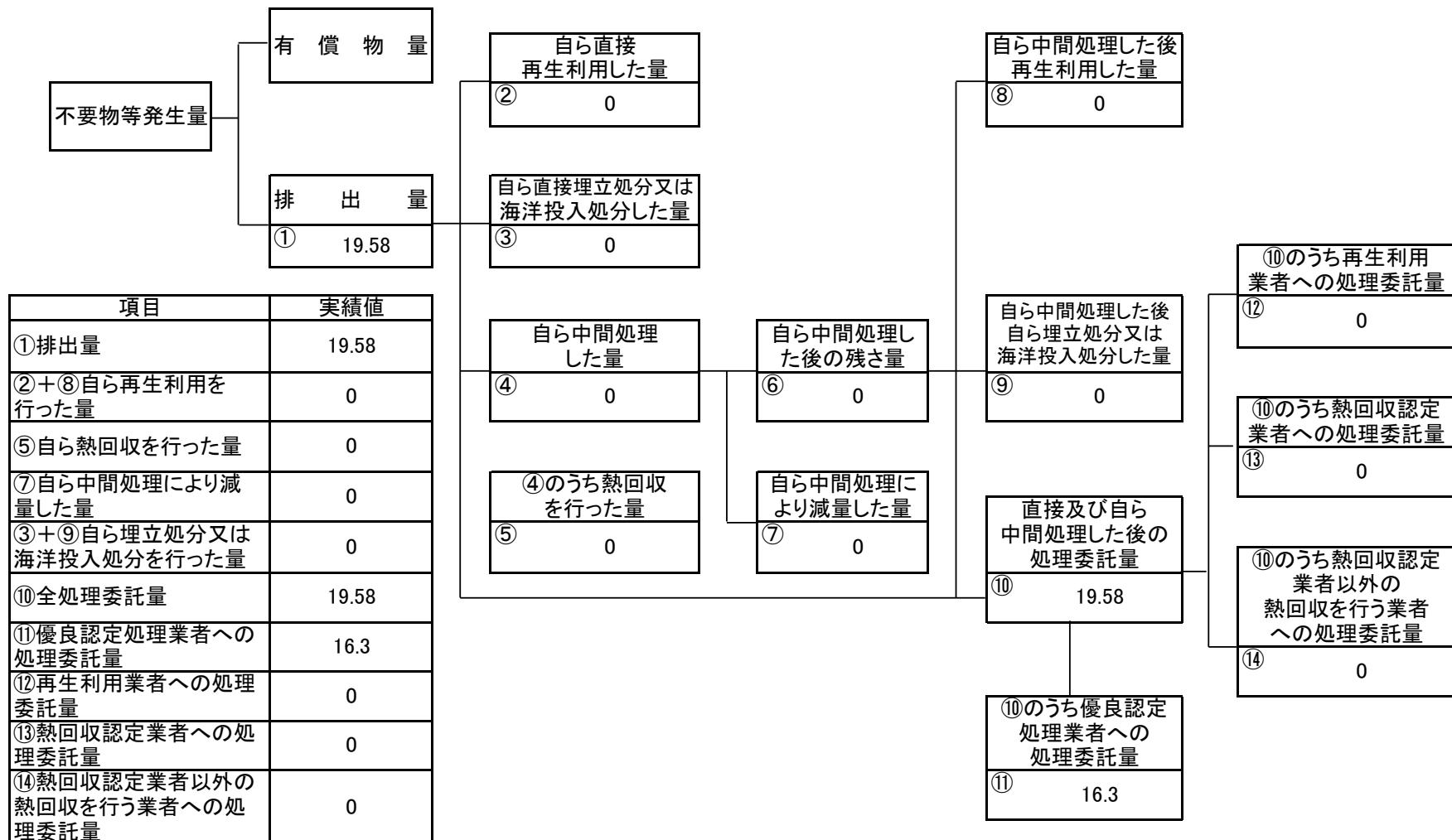


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)

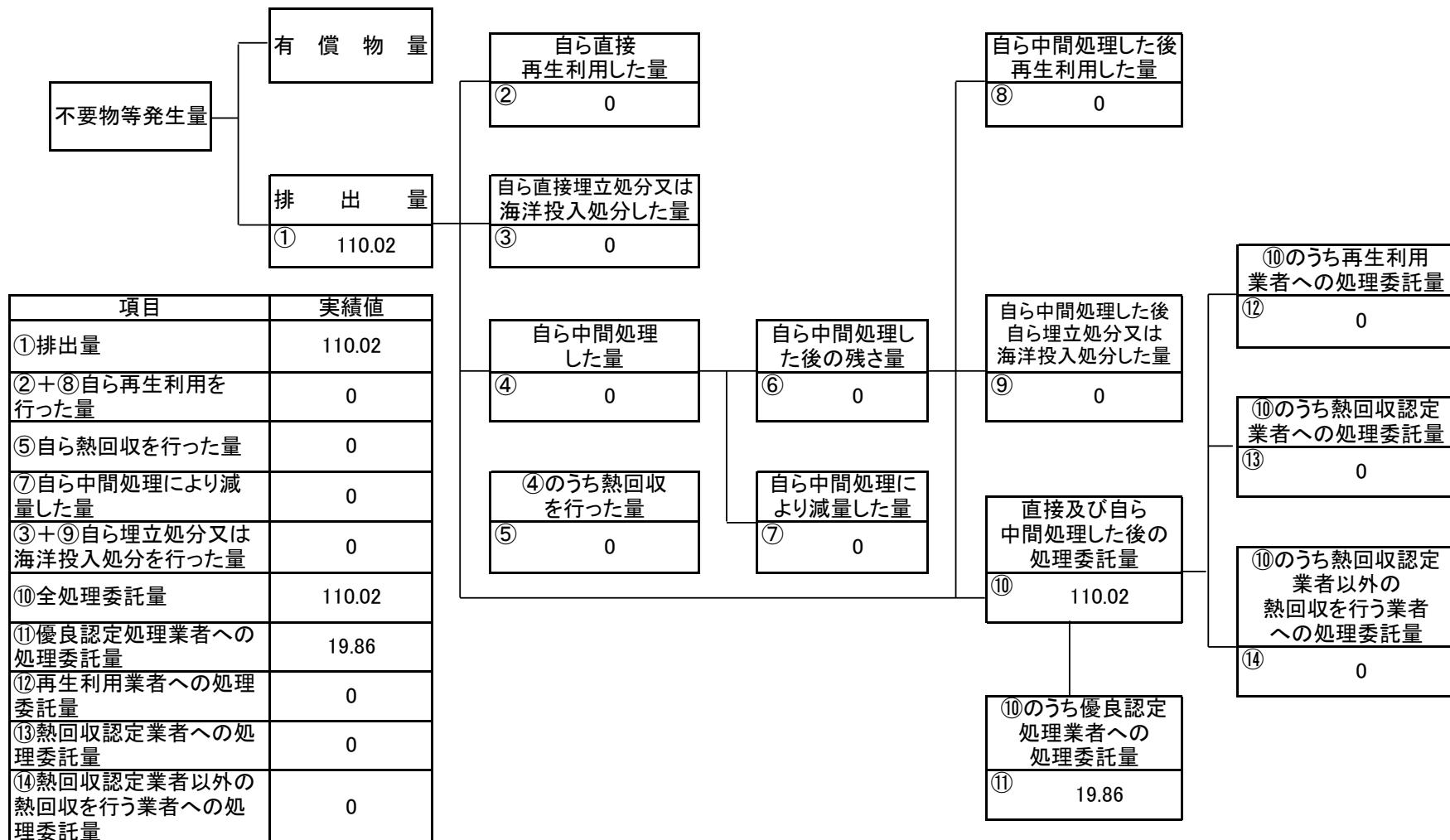
)



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず)

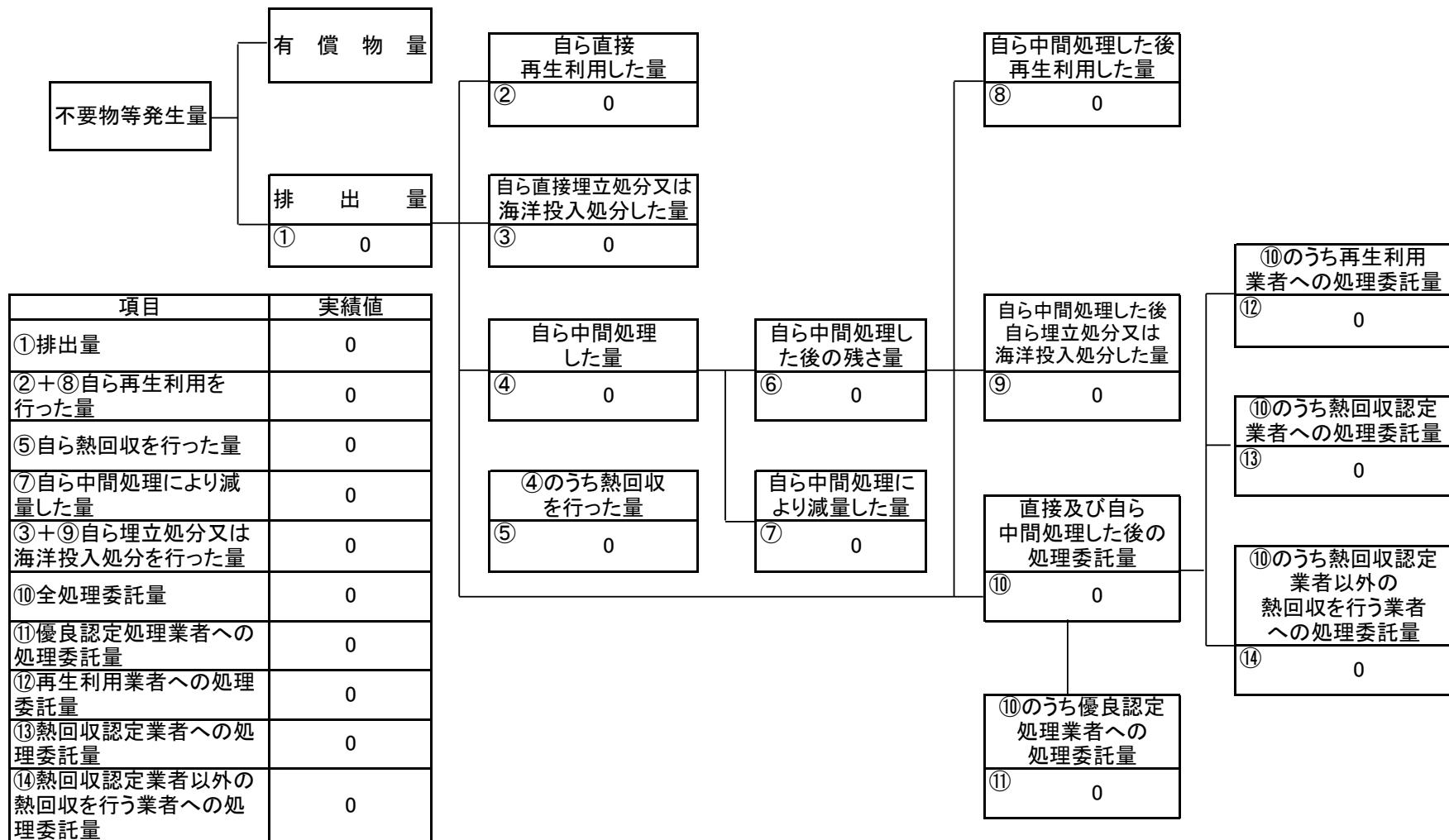


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 鉱さい)

)

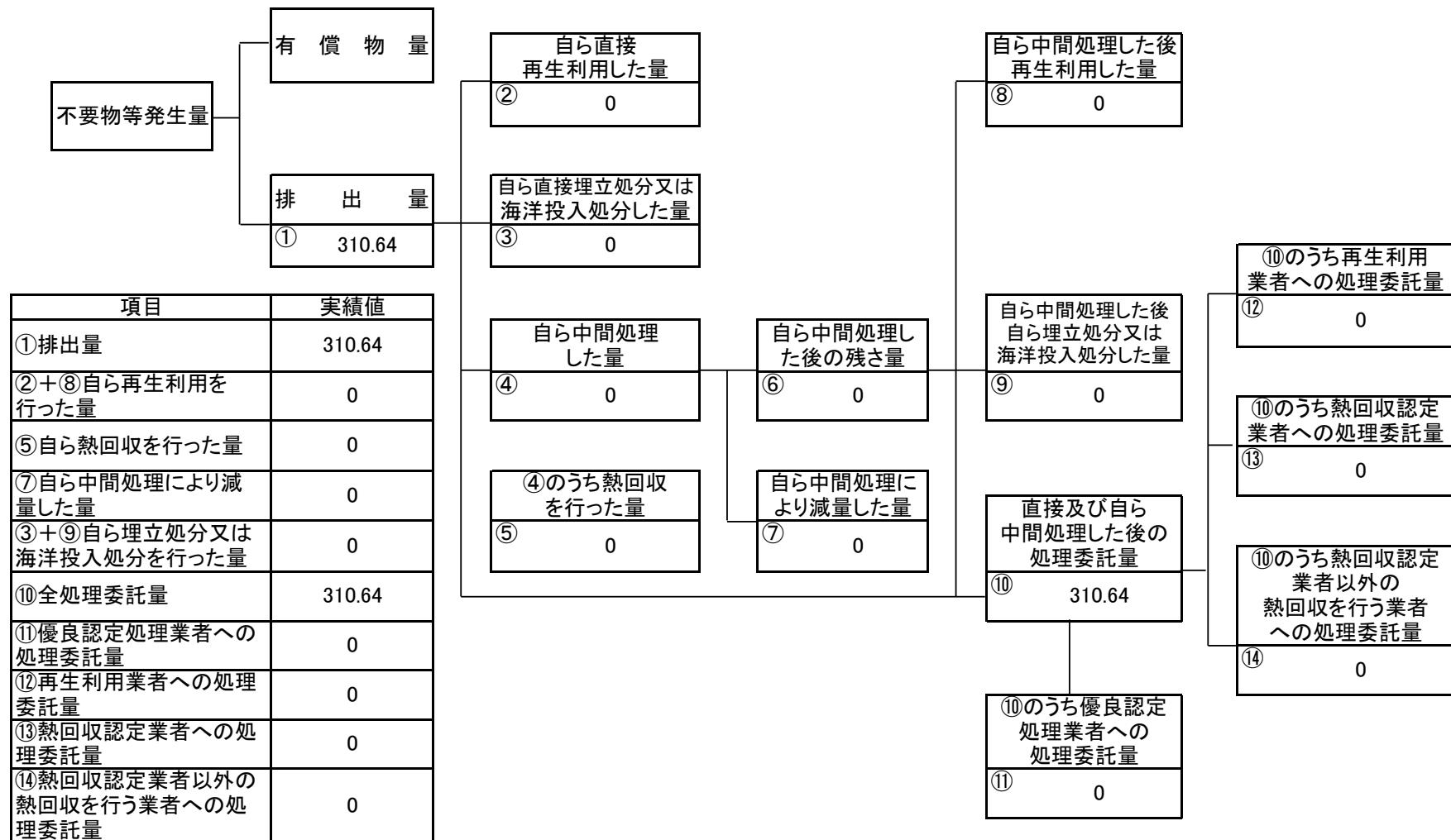


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)

)

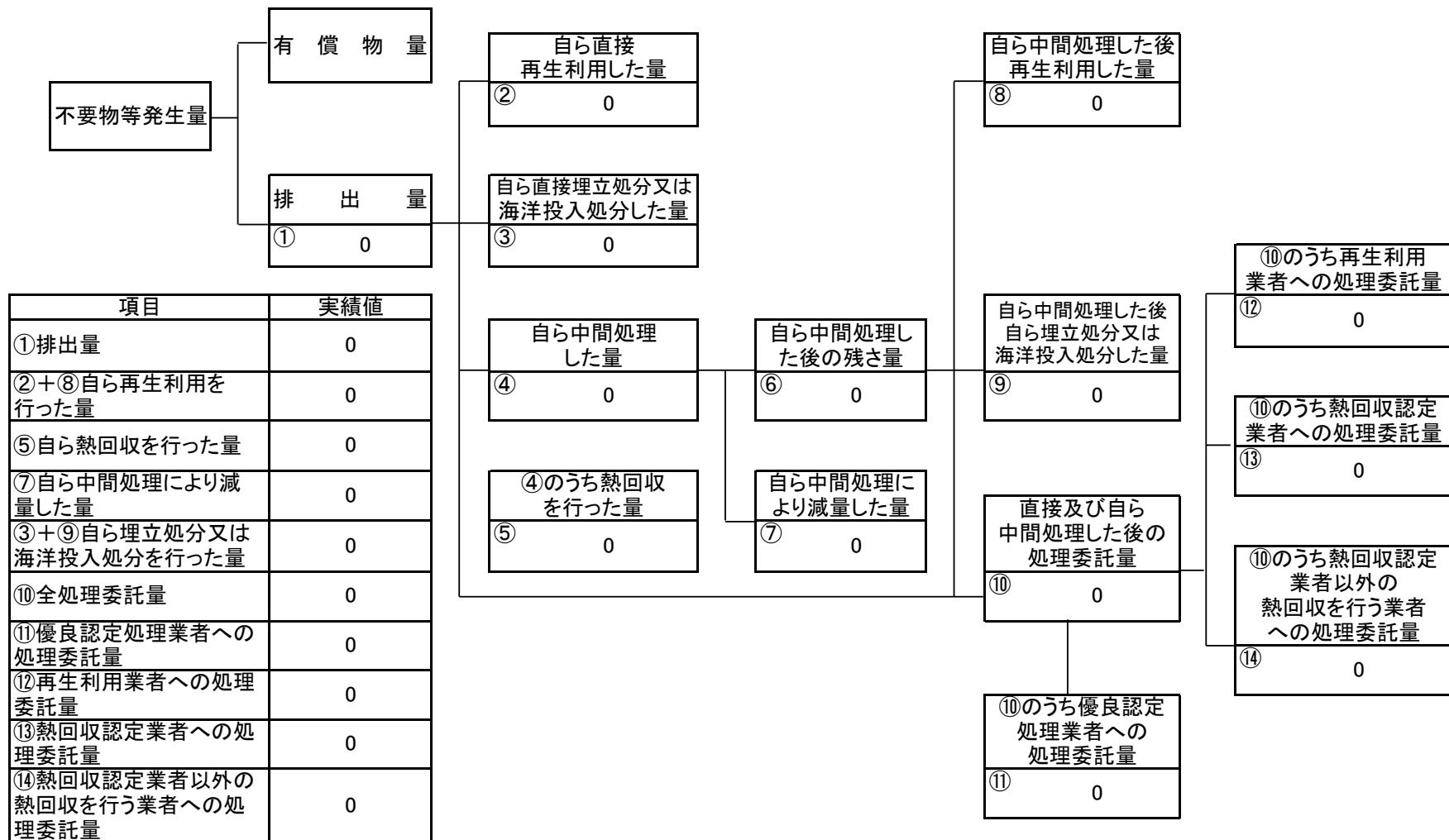


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動物のふん尿)

)

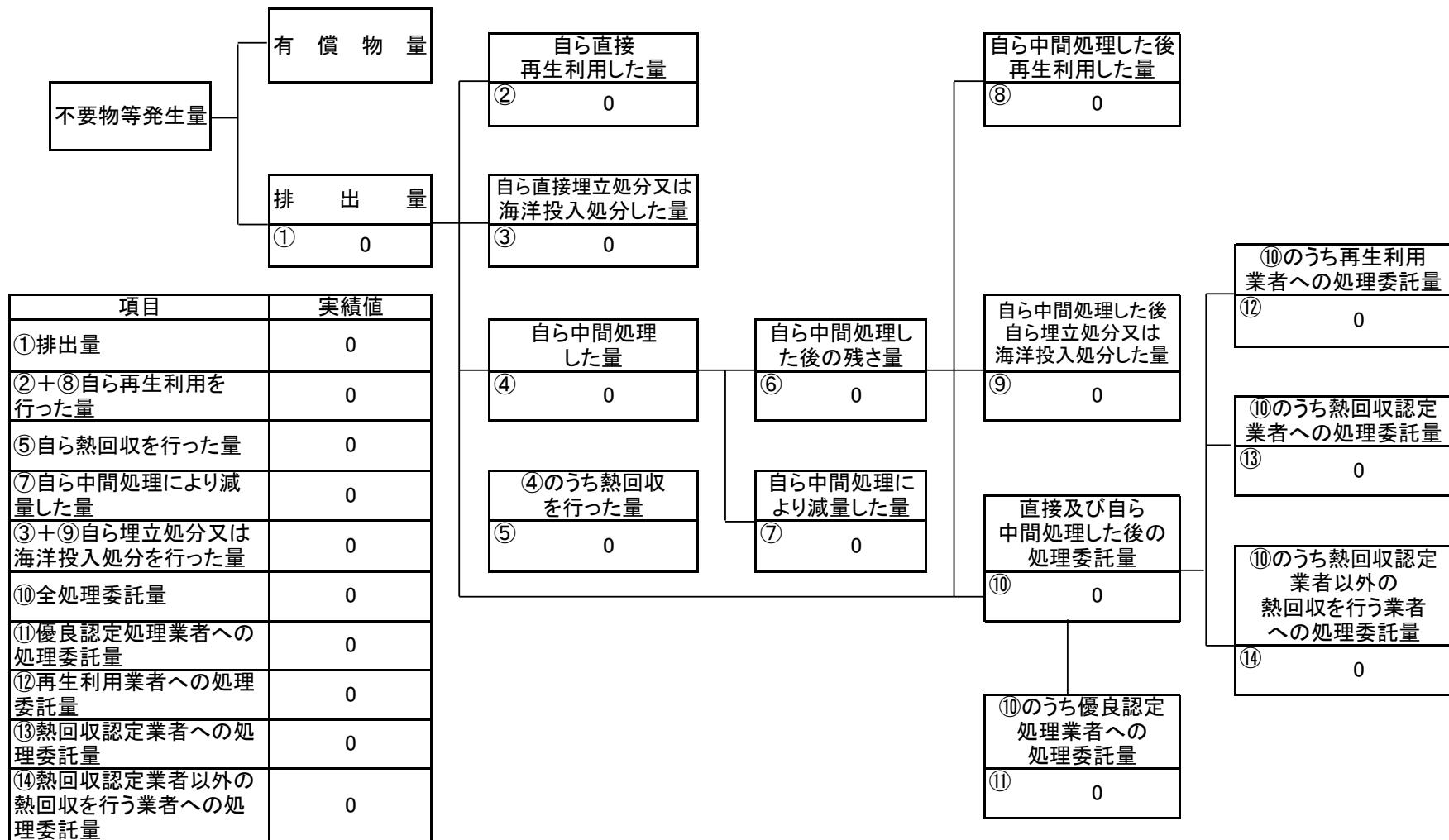


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動物の死体)

)

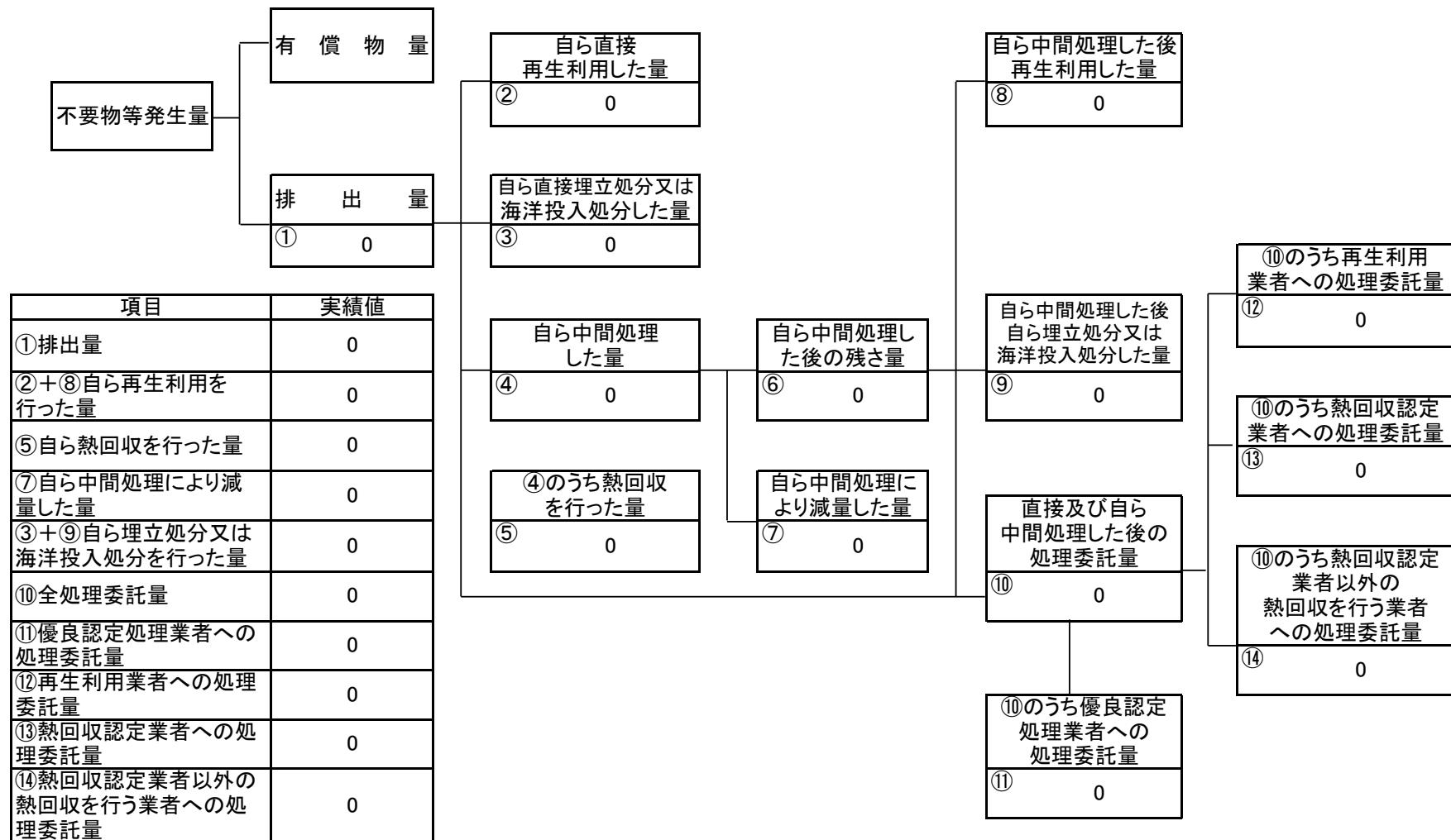


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ばいじん)

)



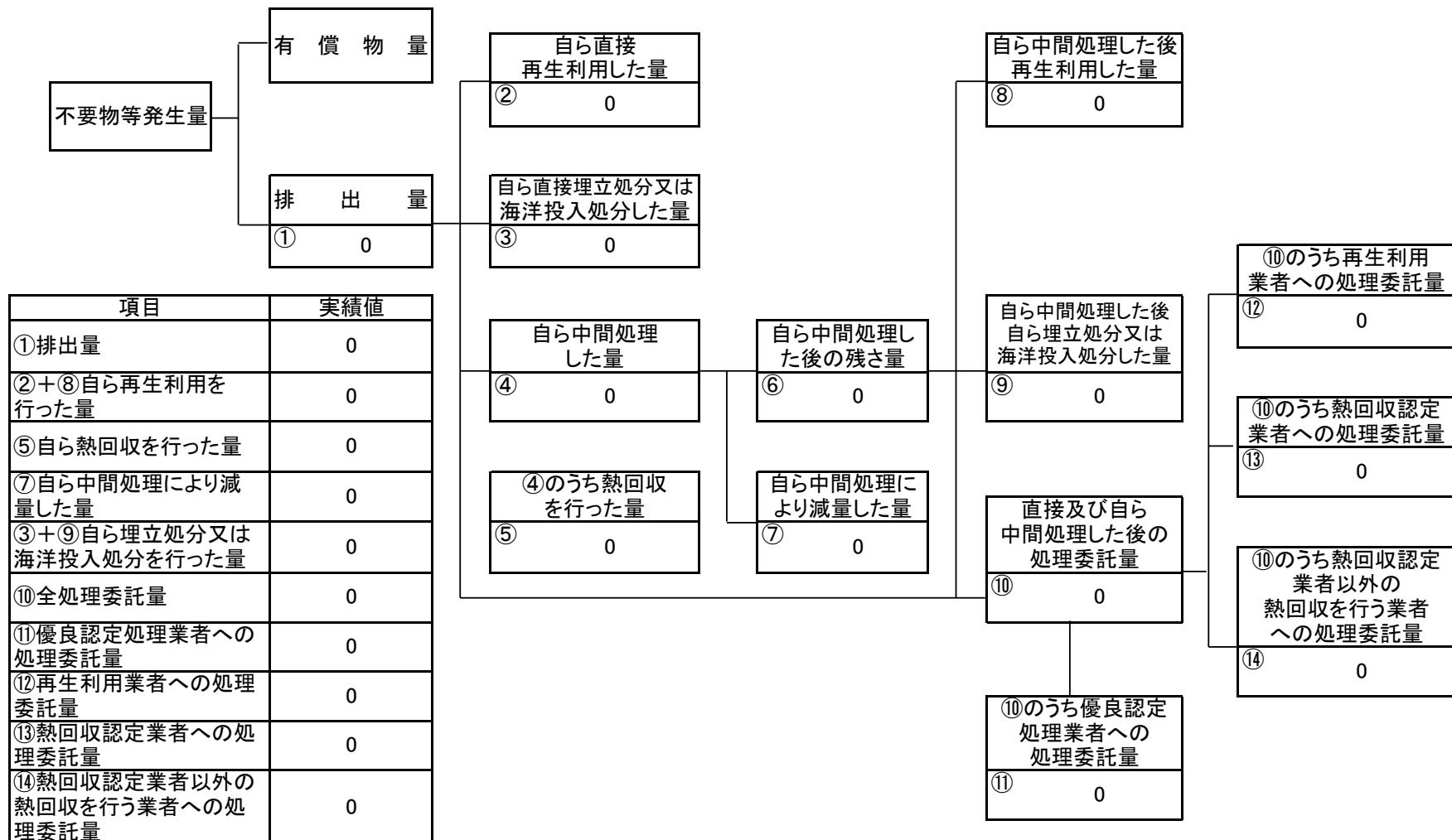
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 13号廃棄物)

)

(第二面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載□した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 30日

下関市長 殿

提出者

住 所 山口県下関市彦島西山町一丁目1番
氏 名 彦島製錬株式会社
代表取締役 川谷 哲也
電話番号 083-266-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	彦島製錬株式会社
事業場の所在地	山口県下関市彦島西山町一丁目1番1号
計画期間	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

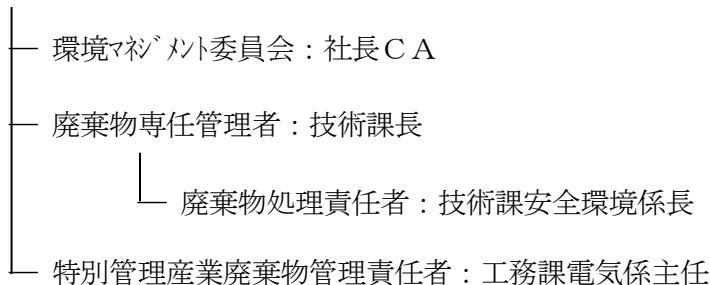
① 事業の種類	23: 非鉄金属製造業
② 事業の規模	売上高: 18,100百万円 (2024年度)
③ 従業員数	285名 (2025年3月31日)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 (廃棄物処理フロー図) 参照

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理統括者：社長



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙1-2のとおり	
排出量	t	t

① 現状

(これまでに実施した取組)

②計画

(今後実施する予定の取組)

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1-2のとおり		
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	【前年度（令和6年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙1-2のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の特別産業廃棄物処理計画書(令和7年度計画)

別紙1-2

多量排出事業者 名称	彦島製錬株式会社	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	23
------------	----------	----------	-----	-------	----

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行 う 産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別 管理 産業 廃棄物	廃油	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃酸	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃アルカリ	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染性産業廃棄物	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石綿等	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害産業廃棄物	3,308	3,300	0		0		0		0	3,308	3,300	3,308	3,300	0	0	0	0	0
計 (B)		3,308	3,300	0	0	0	0	0	0	3,308	3,300	3,308	3,300	0	0	0	0	0	0

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年6月30日

下関市長 殿

提出者

住 所 山口県下関市彦島西山町一丁目1番1号

氏 名 彦島製錬株式会社

代表取締役 川谷 哲也

電話番号 083-266-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	彦島製錬株式会社
事業場の所在地	山口県下関市彦島西山町一丁目1
事業の種類	23:非鉄金属製錬業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	5200 t	全処理委託量	5200 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	5000 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 5226 t	前年度 3308 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和6年度実績)

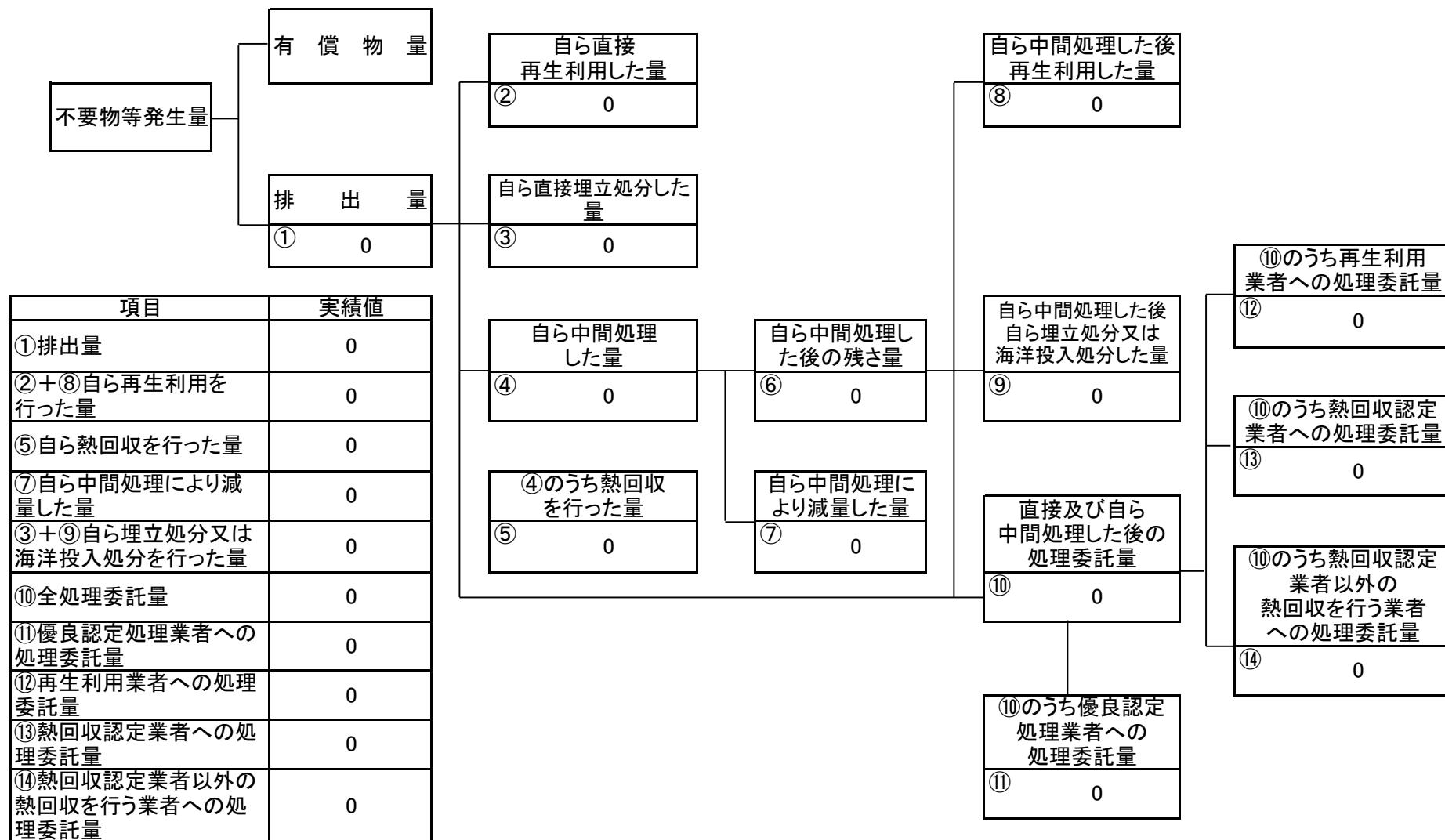
多量排出事業者 名称	彦島製錬株式会社	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	23
------------	----------	----------	-----	-------	----

区分	種類	計画の実施状況																		
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④自ら中間処理を行った量	⑤うち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理により減量した量	⑦自ら中間処理した後、再生利用した量	⑧自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨自ら中間処理した後、再生利用した量	⑩直接及び自ら中間処理した後、自ら利用業者への処理委託量	⑪うち再生認定処理業者への処理委託量	⑫うち最終処理業者への処理委託量	⑬うち熱回収認定業者への処理委託量	⑭うち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	⑮うち熱回収を行った量	⑯自ら熱回収を行った量	⑰自ら中間処理により減量した量	⑱自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑲優良認定処理業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物	废油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	废酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	废アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	废石綿等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有害産業廃棄物		3,308	0	0	0	0	0	0	0	3,308	0	0	0	3,308	0	0	0	3,268	0	0
計 (B)		3,308	0	0	0	0	0	0	0	3,308	0	0	0	3,308	0	0	0	3,268	0	0

実績値														
①排出量	②+⑧自ら再生利用を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑬再生利用業者への処理委託量	㉑熱回収認定業者への処理委託量	㉒熱回収認定業者以外の業者への処理委託量						
0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	0	0	0	0	0	0	0	0						
0	0	0	0	0	0	0	0	0						
3,308	0	0	0	3,308	0	0	3,268	0						
3,308	0	0	0	3,308	0	0	3,268	0						

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)

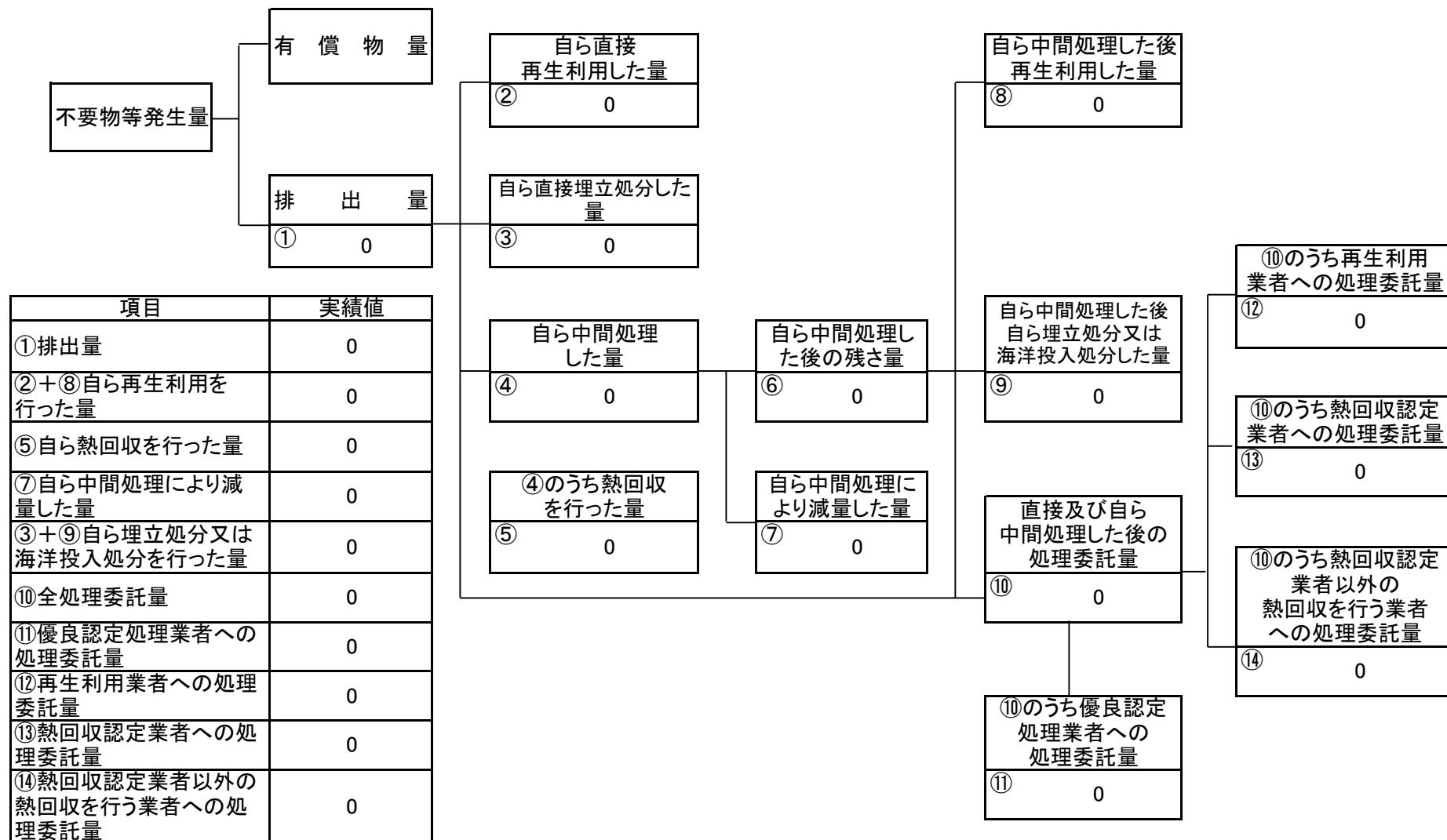
)



(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)

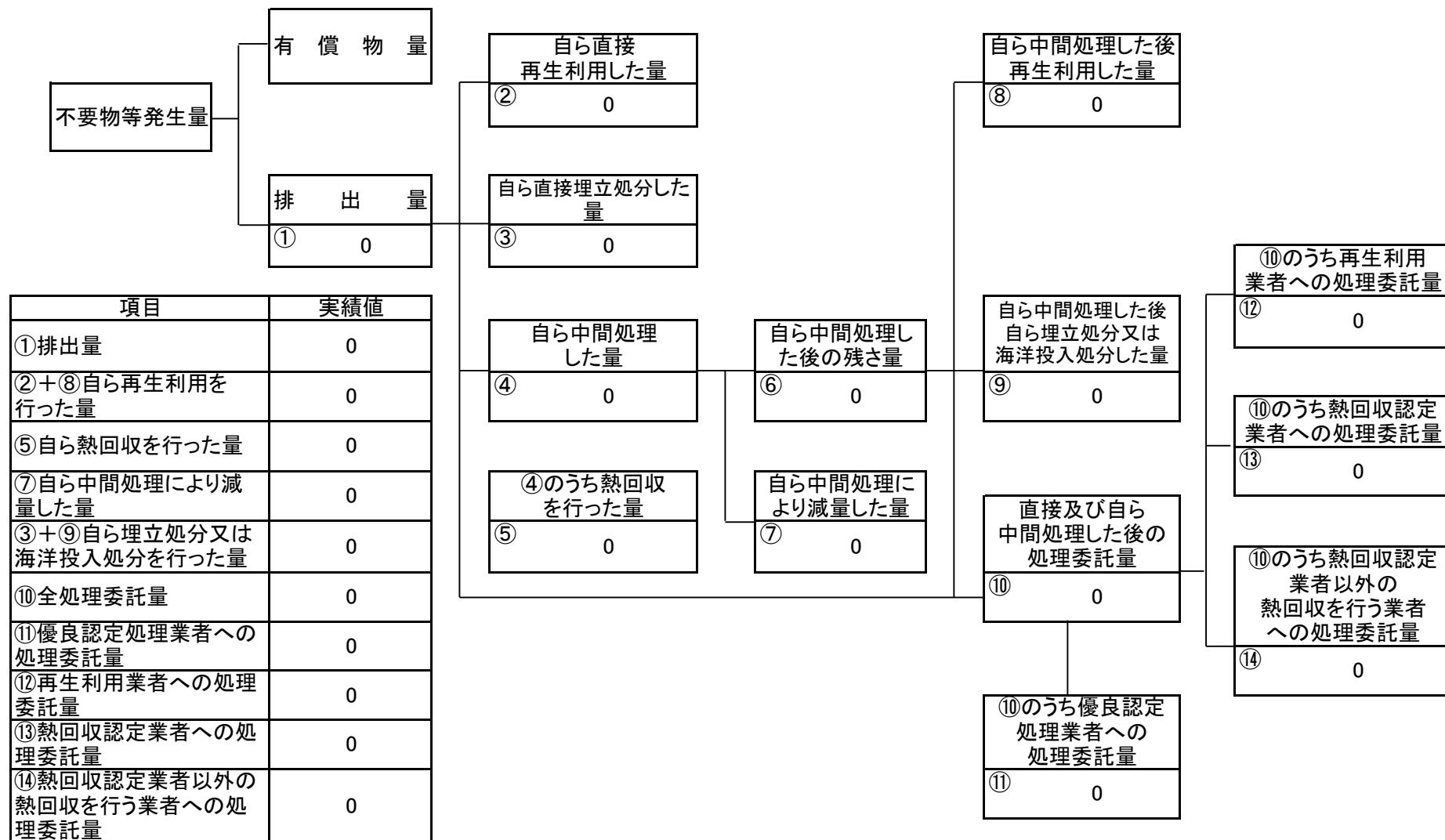
)



(第2面)

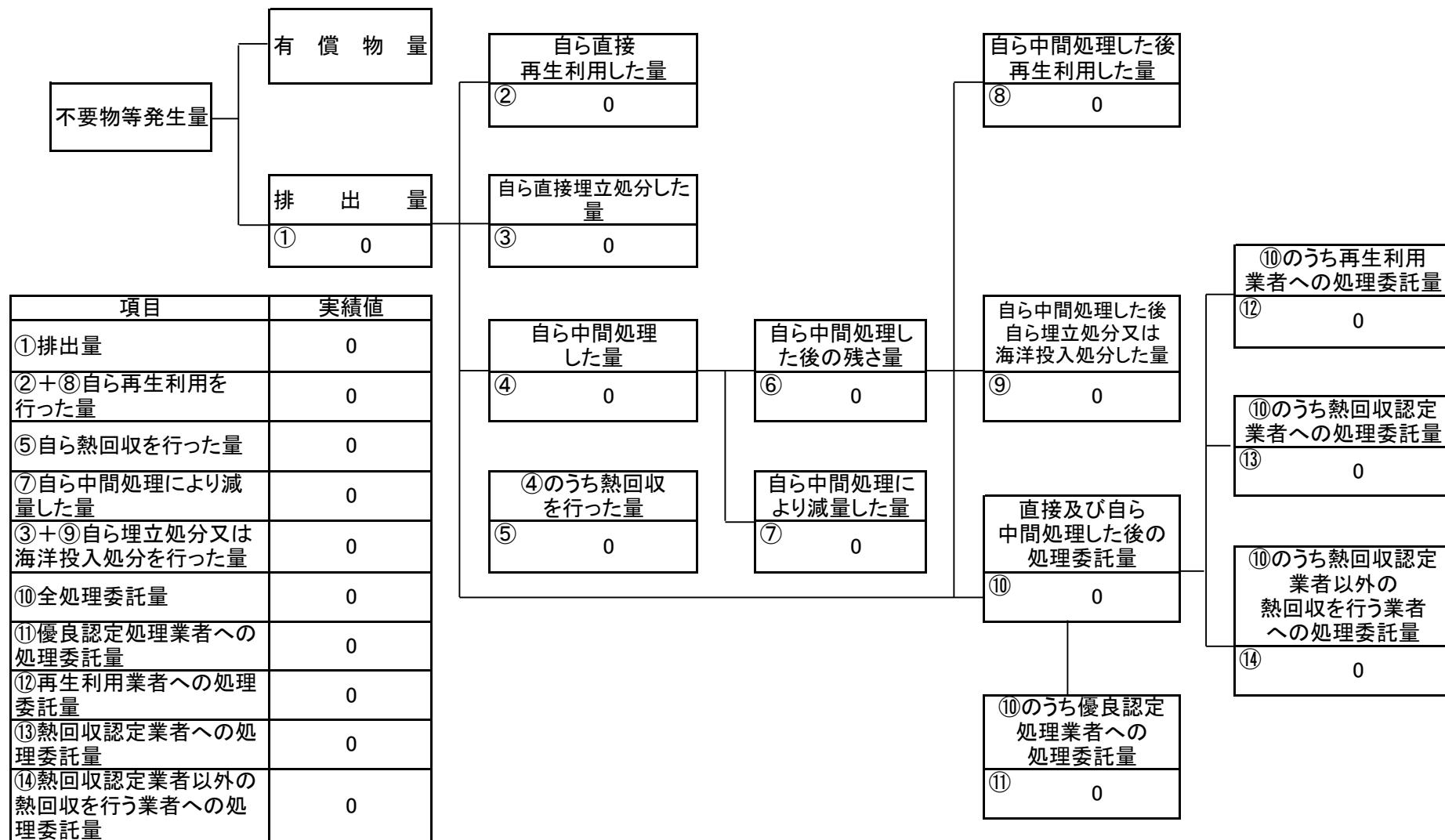
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

)

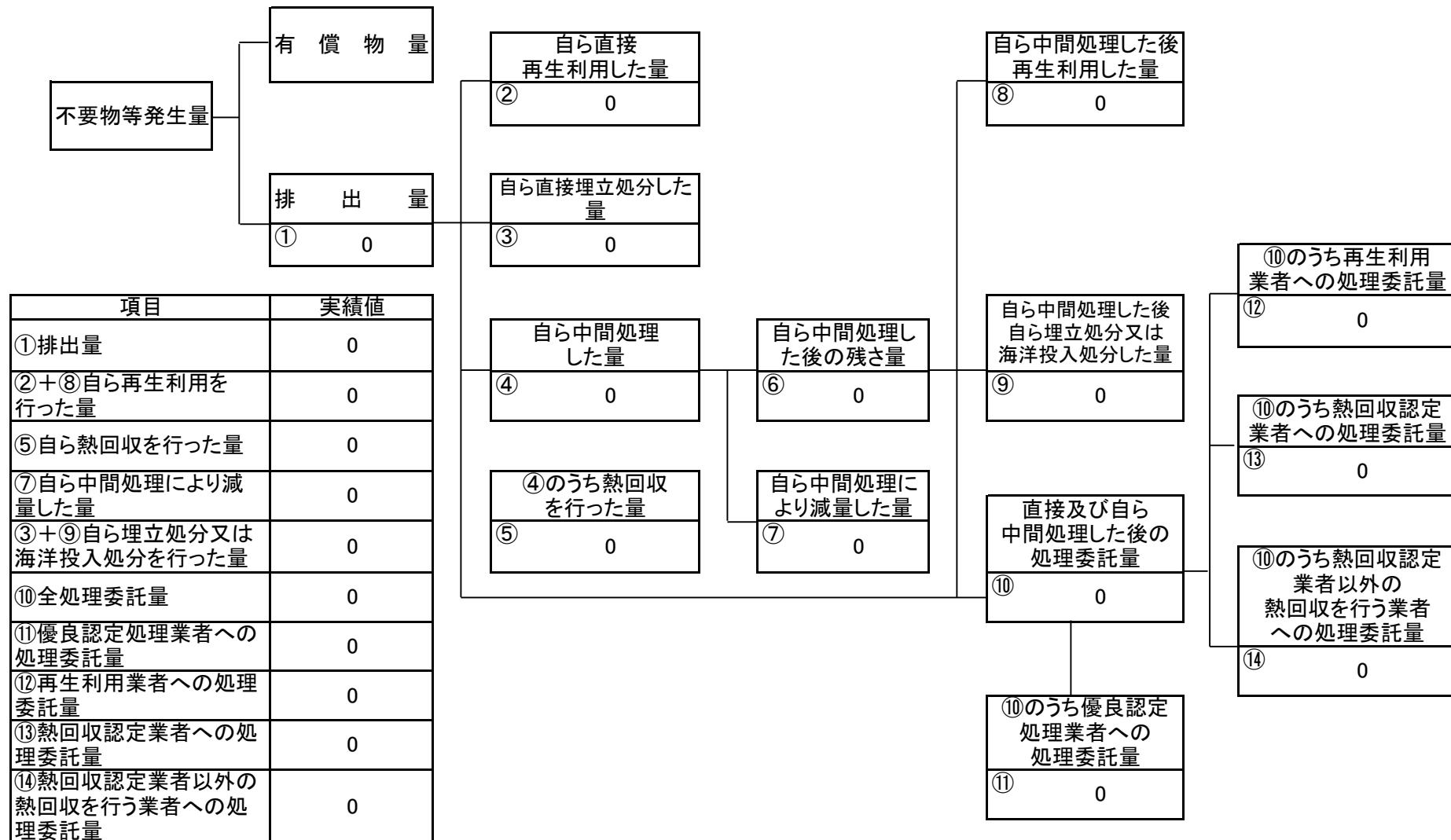


(第2面)

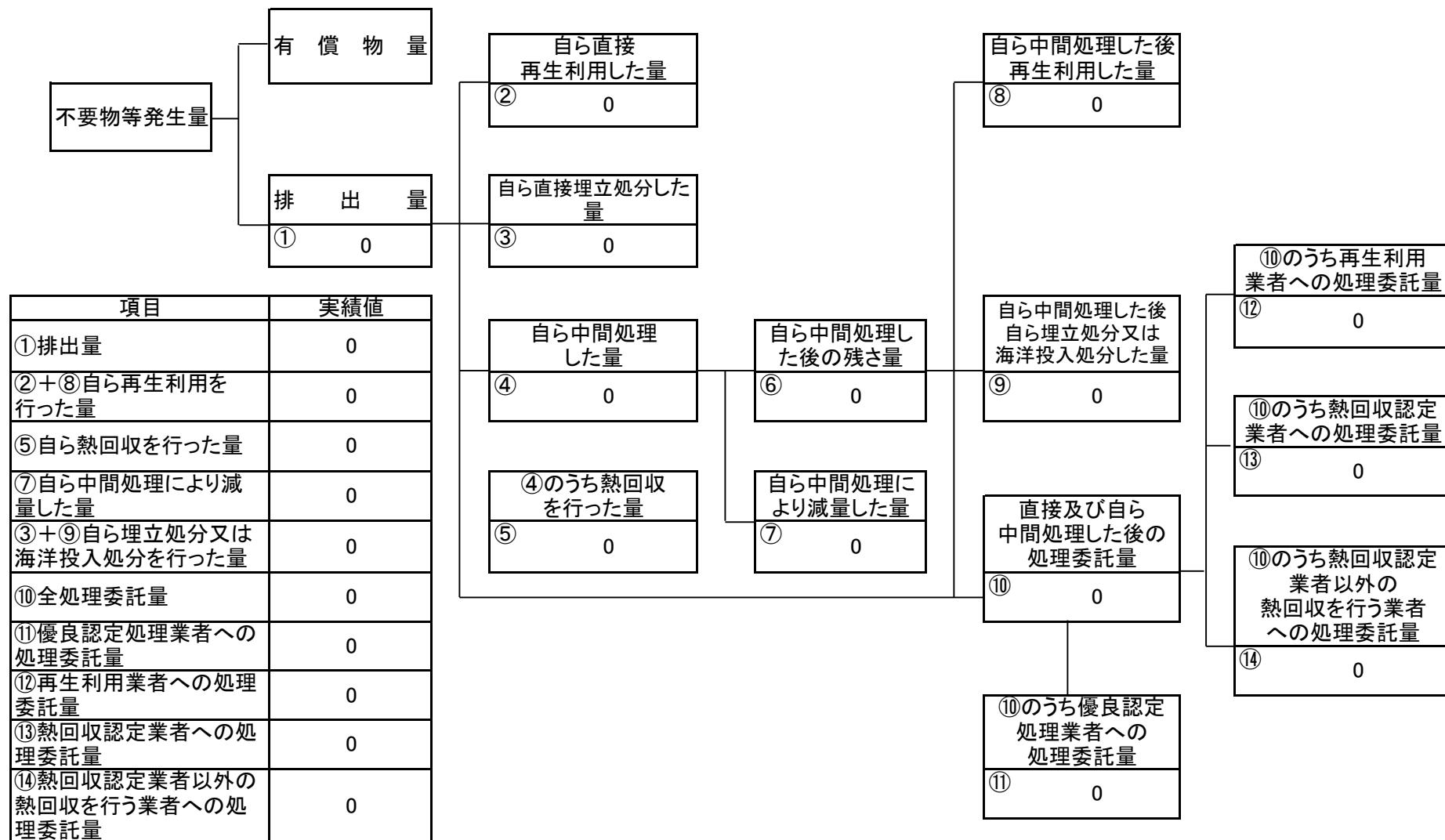
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄物)



計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB)

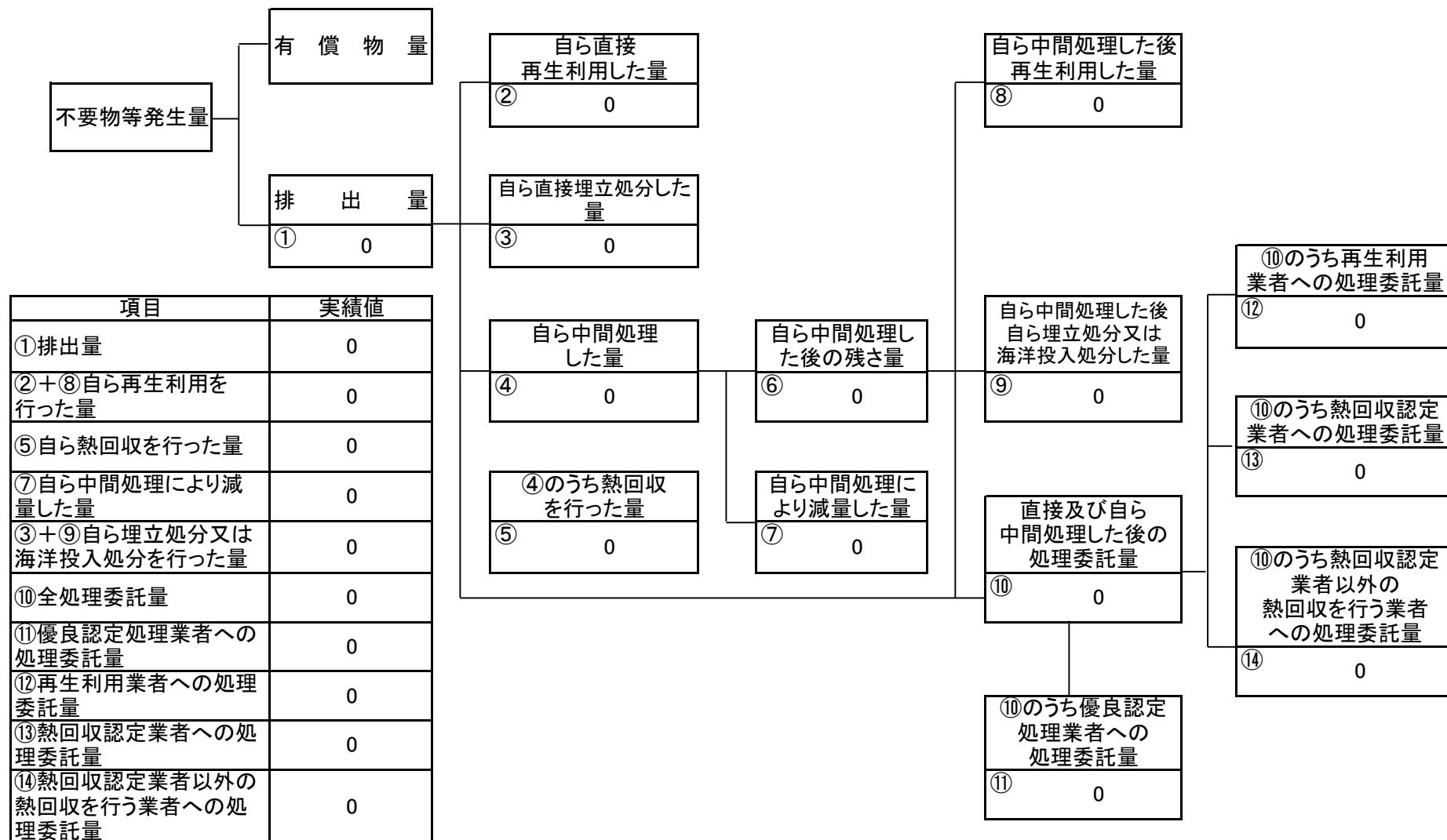


計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB汚染物)



計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB処理物)

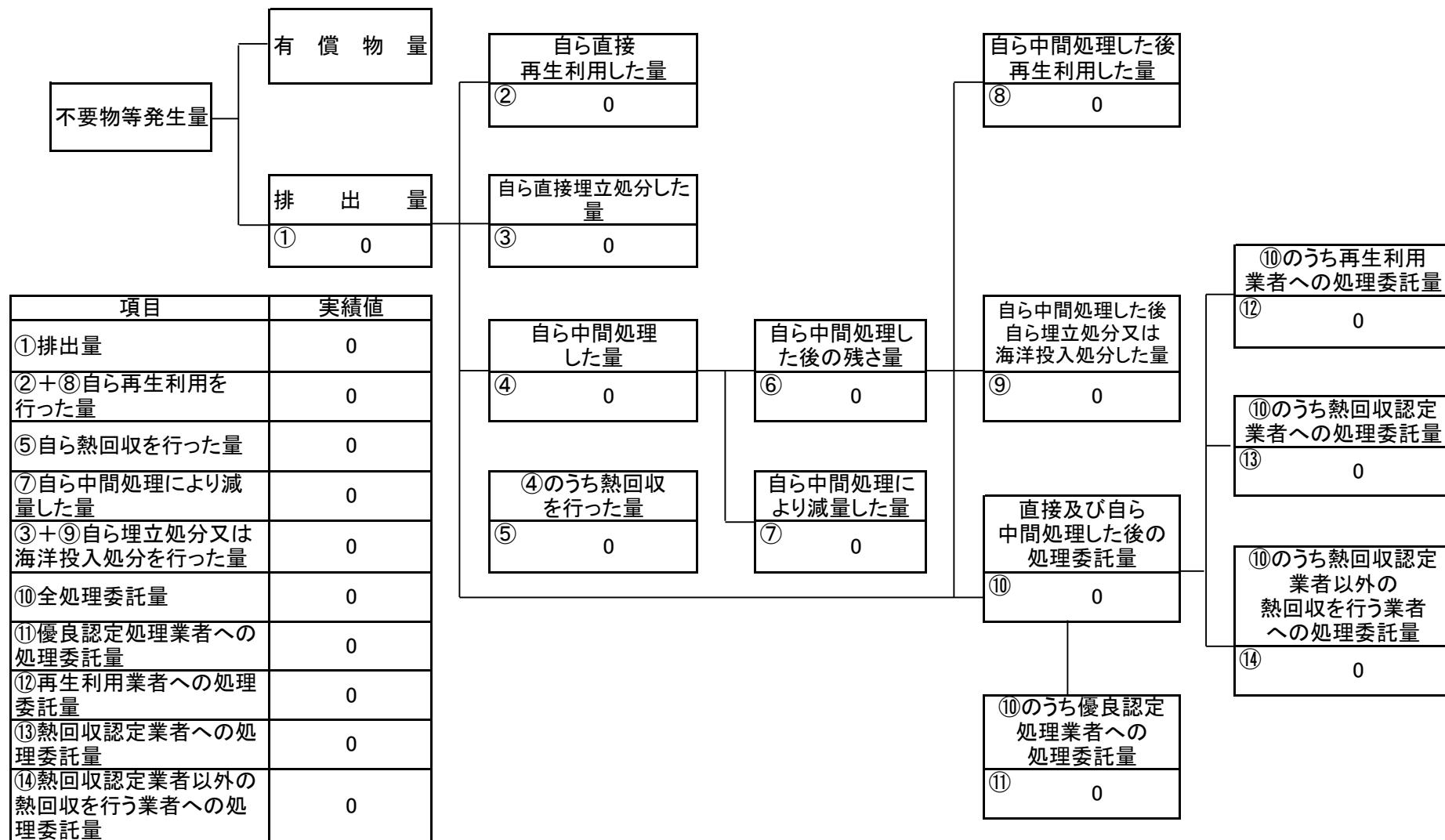
)



(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃石綿等)

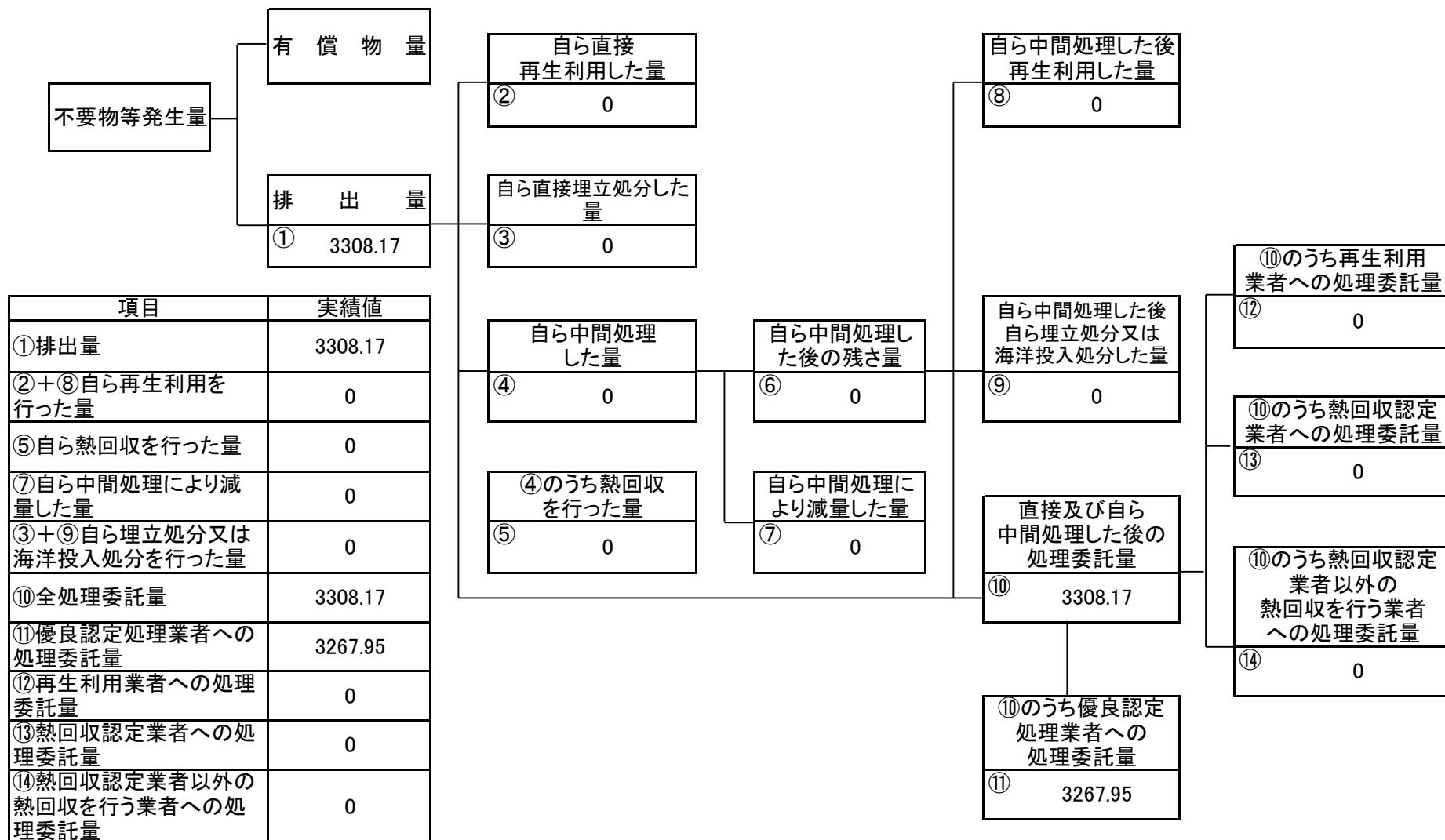
)



(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 有害産業廃棄物)

)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。